

平成24年第3回西郷村議会定例会

議事日程（4号）

平成24年9月14日（金曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

No. 1 1番 鈴木勝久君（P113～P133）

No. 2 14番 後藤功君（P134～P151）

No. 3 12番 上田秀人君（P152～P177）

・出席議員（18名）

1番	鈴木勝久君	2番	真船正晃君	3番	南館かつえ君
4番	藤田節夫君	5番	金田裕二君	6番	仁平喜代治君
7番	秋山和男君	8番	徳田進君	9番	小林重夫君
10番	白岩征治君	11番	矢吹利夫君	12番	上田秀人君
13番	高木信嘉君	14番	後藤功君	15番	佐藤富男君
16番	室井清男君	17番	大石雪雄君	18番	鈴木宏始君

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 参事兼会計室長	真船和憲君
参事兼 総務課長	山崎昇君	税務課長	金田昭二君
住民生活課長	保坂文夫君	環境保全課長	藤田雄二君
福祉課長	中山隆男君	健康推進課長	皆川博三君
商工観光課長	渡辺文雄君	農政課長	金田勝義君
建設課長	高橋廣志君	企画調整課長	須藤清一君
上下水道課長	池田有次君	参事兼 学校教育課長	水野由次君
生涯学習課長	相川博君	農業委員会 事務局局長	東宮清章君
代表監査委員	鈴木光明君		

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局 兼監査委員 主任書記	松田隆志	次長兼 議事係長兼 監査委員書記	藤田哲夫
庶務係長	池田早苗		

◎開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

それでは、本日の日程に入ります。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（鈴木宏始君） 本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により一問一答方式で行います。また、質問時間は、答弁も含め1人につき約90分以内を原則とします。

それでは、通告第7、1番鈴木勝久君の一般質問を許します。1番鈴木勝久君。

◇1番 鈴木勝久君

1. 教育行政について
2. 村内の除染の進捗について
3. 行財政について

○1番（鈴木勝久君） 1番鈴木勝久です。通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。まず第1番目に、プールの除染についてであります。これは教育長にお伺いいたします。プールの授業はなぜ必要なのかお答えください。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

昨日もちょっと触れたのでございますが、学校教育は力をつけること。その力とは何だというと、1つは知力、それから心の問題、心力、健康、体力、この3つかと思っています。その中で体力を中心に体育の授業というのが行われていまして、その体育の授業で取り扱うべきことを学習指導要領等で決められているものでございます。範囲は緩やかではございますが、どのような体育の中身をするのかということは一応示されています。例えばでいいますと、陸上競技的なこと、水泳的なこと、あるいは器械運動的なことなどがその例でございます。ちなみに各学校の教育課程の中でも、水泳の授業は西郷村ではどの学校も取り扱っています。学校、学年によりまして発達段階を踏まえて時数など取り扱っている中身は違いますが、どの学校においてもそのことを取り扱い、子どもたちに水泳に関する泳力並びに水泳に関する楽しさと危険のことなど含めて、保健安全も加えた上で指導が必要ということで学校では指導しているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君の再質問を許します。

○1番（鈴木勝久君） ありがとうございます。私はですね、プールの授業はみずからの命を守るためと認識しておりました。日本は河川、湖沼、海に囲まれた地形でございます。いざというとき自分の身を守る、命を助ける、そういうために溺れない人を育てると、こう認識しておりました。ですから、その命を守る手だて、先生も今体力をつける中に、教育長がおっしゃったそこには入っていると思いますけれども、そう

いう観点で質問を続けさせていただきます。それで、去年、今年とプールが小中学校で使用ができませんでした。これは私のその考えからいきますと、非常に危険なことだと思っております。それで、なぜプールを使えない状態で2年間放置しておいたか、その辺をお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

使用できないこと、これは残念なことでございます。そのように私も思っています。でも、プールが使えなかったことにつきましては、いろいろご心配をいただいている中にもありますが、放射能のことが一番関連しています。地震のこともありましたが、放射能のことが一番関連しておりまして、とにかく放射能はああいう状態でありますので、測るということを徹底いたしまして、その中でプール並びにプールの水並びに周辺を測りながら、不安の解消を図る上ではどのようにすればいいのかということを考えて上で学校等とも相談をし、プールを屋外プールとしては使用しない。ただ、先ほど申し上げましたように、水泳というのは体力の面からも議員おっしゃった命の面からも、どこから考えても必要な部分でありますので、予算を承認いただきまして、民間施設でありますので、そこでさせていただきましたということでありまして、水泳指導を全くしなかったということではありませんので、ご理解いただきたいと思いません。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） プールの授業は、秋山議員が前日質問されて、平成23年度、年1回、平成24年度、2回、2時間ですから4時間程度やったというのは聞いております。それで、児童たちはまず、全然泳げなかった子どもたちはそれで泳げるようになるとは思えません。確かに授業で2回やらせていただきました。でも、夏休みに子どもたちが相当の時間、そこでプール遊びとか水遊び等々行われているわけでありまして、やったというだけで実際のプールの役割、命を守るというところの役割については達せられなかったんじゃないかなど、私は危惧しております。それで、これは教育長ご存じだと思いますけれども、去年の5月に県から水の安全について指針というか、連絡がとれたはずだと思います。教育長のところに去年5月頃来ましたら、教育長の机の上には新聞、それから雑誌等いろいろ放射能に関する記事がありましたので、去年の5月には安全は確保されているという部分は、県からのお話で知っていたと思います。それなのに、なぜというのが私にはずっと疑問に思えました。それで、これは佐藤議員と秋山議員に質問されていることなので詳しくはあれなんですけれども、まず現在、プールはどのぐらいの線量があるか、ちょっとわかれば教えていただきたいと思えます。除染していない状態でどのぐらいあったか。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

（午前10時09分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開します。

（午前 10 時 09 分）

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

除染前の空間線量でございます。それでよろしいですか。除染前の空間線量につきましては、各小学校違ってまして、高いところでは小田倉小学校 0.78、西郷第二中学校 1.01 でございます。除染をいたしました後では、例えばですが小田倉小学校は 0.78 のままでございます。それから、西郷第二中学校は 0.18 でございます。これはプールの構造とかつかった年代とか、それからプールの現在の状況とかが多分影響している。さらには、周りのことが敷地内全部除染というわけにまだなっていないものですから、そういうところの空間線量の影響を受けているのかというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。空間線量でよろしいですね。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） 質問が上下になっちゃったのでちょっと。それでは、今後学校プールに関してどのような時期にというか、要は来年度の 4 月、5 月、使用できる前にすべての小中学校のプールは除染を終えて使用可能となるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

昨日もちょっとお話し申し上げましたけれども、来年は使用できないプールは学校プールに限ってはない、そういう状況をつくってまいります。状況につきましては、先ほど学校のプールによって多少の様相の違いがあります。改修も必要、除染だけでなく少し改修しなければならない等ありますが、それらをいたしまして使用できると、そういうふうにしたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） 続きまして、屋内プールにいかせていただきます。この屋内プールの断念記事が 8 月 17 日、福島民報より出されております。この内容を見て、私も議員 1 年目ではありますが、ちょっと腑に落ちないところが記事に載っているのでびっくりしました。まず、この福島民報社に行政側のだれが対応したかお聞かせください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 鈴木議員の一般質問のプールと新聞の関係ですね。対応というより、新聞の記者さんがいつもおいでになっております。そういうことで、対応というのは私ももちろん受け答えしましたしということですね。特別だれがどうこうということは、私が言ってやっているわけではない。私のところにも来ているわけです。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） わかりました。ここで私が腑に落ちないと言ったのは、全員協議会では、議員 18 名の過半数が村の建設予定地に反対する意向を示したとあります。この屋内プールに関しては、6 月の定例会で補正予算を可決されております。その後、

動議が出されました。それに続いて8月1日に全員協議会を持たれました。そこで過半数が反対する意向を示したとありますが、この時点で過半数が反対したという意向を確認なさったのでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） そこが今回の肝でしたね。8月1日に予算はできましたと。これはすぐやろうと思った。そうしたら動議が出て意見を聞くべきだ。これは委員会をつくってと。それで委員会できましたね。そして、その途中で建築設計士、あるいは土質関係の人をお呼びして、7月18日でしたっけ、議員もあのときいましたね。（不規則発言あり）あのときに期日と日にちと平成23年度の繰越予算、平成24年度中につくらなければならないという時間的な制約がわかった。2番目には、あそこが安全かどうかという、この2点でずっと来たわけであります。そこを終わって答申としてあそこではなくて別のところというふうに出た。その7月18日の段階では、では場所を移した場合、今年できるのか、できないのかということをやってみたらできなかったですね。場所を移したらできないということを議員も知っていましたね。

さて、そこで私は考えました。これは平成24年度中にできないということがわかって、それがこの審議会の答申であると。審議会の答申と違うことをやらなければならないと。普通は審議会の答申は、村長が出すという議案と同じぐらい出てくるのが普通です。しかし、違うとなった場合は、これはこの審議会の答申どおりやった場合はできないとなるわけです。できないとなった場合は、これは今度は補助金返還の問題が出てきます。ということで、私は補助金をもらってくる場合は、やっぱり県も国もいろんな人に頼んできました。これを返すということは、昨日も言ったとおり、今まで返したことはない、私は。返すというふうになれば、この途中にいろんな迷惑がかかるわけです。これは西郷村としてこのプールをやりたいので、ぜひご返事をいただきたい、補助金をいただきたい、交付金をいただきたいということでお願いしてきた。それを認めていただいて、そして国も県もいいだろうということで補助金がつくことになりましたね。それができないとなった場合は、今までそこに携わった人が、ではできないということが、後になってそういった問題がわかった場合は、できないものに補助金をつけるという形に平成24年度なりますので、それは非常な問題が出てくるわけです。

そこで、ではいつから始まれば平成24年度にできるのかということ考えた場合に、この7月中ぐらい、8月ぐらいにもう始まらなければだめだと。これも委員会の中で申しあげましたね。そこでできるかできないか。場所を変えた場合はできないということは、委員の中ではわかったはずだ。しかし、これはあの委員会の答申ということと、今度は最終的に、ではこれを村長の予定どおり今のところでやるというふうには私が決めて、そして入札をして、4億円になりますので議案として今度は議会にかけるわけです。こういった業者でこの内容でやりますということを議会にかけて、議決をもらわなければこの予算については執行できない。予算というより契約が執行できなくなります。契約が執行できなくなるということは、これは大変な問題になります。

す。さっきの予算も執行できないし、契約した相手にも問題を投げかけることになる。それから補助金も使えなくなる。結局、平成24年度中に使うお金が使えなくなるという大問題が出てきて、それは国にも県にも頼んだ人にも本当に迷惑がかかるということになるので、8月に全員協議会に、これは委員会の答申に基づいてやればこういうふうになりますよと。そこで私は同じところでやりたいと。そして、全員協議会で皆さんに判断をいただきたいということで。

ただ、あのときは議長さんとかいろいろ相談しましたが、全員協議会というのはここで皆さん、手を挙げてくださいというわけにはいかんだろうということで、私はこの休み時間等に皆さんにお聞きしましたね。本当に審議会のとおりにやるしかないのかと。私はこれを今逃せば補助金も返すしかないし、しかし危険だからという答申があって、別のところにしたほうが良いというこの委員会の答申とどっちにすればいいのかということで理由が聞きたいと。（不規則発言あり）これを後からやった場合は、補助金返還になって大変なことになるということで、皆さんにお聞きしたわけです。私、聞きましたね、皆様方に。そこで、これは後になってやった場合は大変なことになるということで断念せざるを得ない。まさに断腸の思いです。私は補助金をもらってきた人に迷惑をかけると。そして、できなくなった場合はという問題を起こすことを、事前にやっぱり判断しなければならない立場にあった。それは西郷村として動いてきたということと、皆様のご理解を得られないということがぶつかってしまうからです。（不規則発言あり）聞きましたね、議員にも、今のところを。できるのはどっちにというと、危険のほうがということがやっぱりあった。やっぱり危険の問題というのは、なかなか難しい判断があつてよくわかりますけれども、しかし私はできると思って8月1日に、もう今日しかないと思ったということで皆さんにお願いしましたね。いいですか。まことにそういうことでございます。残念であつたと今思っている。

（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 村長の思い、経緯はわかりました。今村長がおっしゃった中に、時間的という部分と安全かというところと同じ場所というところがキーワードで出てきました。まず、時間的な部分ですけれども、時間がない。これは村民の皆様はわからないと思いますけれども、来年の3月31日に工事が終了しなきゃいけないという補助金であるということですね。それで、その時間ですけれども、時間的な部分です、文科省の補助金が内定というか、ある程度復興補助金で最初はやろうとしていました。説明ちょっと長くなりますが、復興補助金を使おうと思ってやっていました。それで同じ場所に建てようと。そういうとき、去年の6月に実施設計の予算が通りました。そこからの経緯を村民の皆様にはわかるように、まず、私から説明するより事務局のほうから、その辺の経緯からちょっと説明していただけますか。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 議員の去年からというお話ですが、やっぱり3・11の大災害にどう対応するか。それから放射能汚染にどう対応するか。いろいろこれを考えてきま

した。もちろん今のプールは公共施設ですね。そして被災したと。災害復旧とそれからさらに屋根をかけて、屋根をかけてというのは一昨日委員長さんの答弁ありましたので、前からずっと私も考えておりました。どこかでプールに屋根をかけて、そして使用期間が長くなったり、そういった方法はとれないか。これまでずっと私も鮫川村のところを見たり、あるいは鏡石町でしたっけ、あとは那須町とか言われてやっていたので。（不規則発言あり）そこで、補助金をやっぱり今言ったとおり、交付金から今回の補助金に一回変わりましたね。それは私もずっと財源を確保するためにいろいろ手当てを考えています。やっぱり単純に一般財源とか災害復旧だけではできませんので、通常の災害復旧は原形復旧ですが、やっぱり次に改良という意味で室内型にした場合は、それなりの理由とそれから最低の要件を備えなければならないということで、復興交付金については浜通り重点ということでこれはだめだった。その次に今の国庫の交付金をもらうようにしたんですけれども、その段階でやっぱりいろんな説明をしてこれから検討をやりとりしていく、国とやりとりするという経過をずっとやってきたわけでありまして。大まかはそのということですね。（不規則発言あり）

（「議長、議事進行について」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 15番。議長に議事進行を申し上げます。

ただいま質問者であります鈴木勝久議員は、いわゆる今回の村民プールの建設計画について、恐らくインターネットを通じても村民の皆様にもきめ細かにどのような経過を踏んできたのかということ、日を追って説明してほしいということだったと思うんです。それを求めていて担当課長にそのことをお願いしたと。それを村長を挙手をして説明した。ところが、全く今質問者の質問内容と異なる答弁でございまして、全くその質問者に答えていないと。これは大きな問題。ですから、議長がここで議会運営委員会を開催して、今回のような質問者に対する答弁をですね、一方的に質問者の質問に答えていないというものについては大きな問題でありますので、議会運営委員会の要請を求めます。（不規則発言あり）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午前10時26分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時27分）

○議長（鈴木宏始君） ただいまの15番佐藤富男君の議事進行について、議運長とも協議いたしました。そこで、これより暫時休憩をとって議会運営委員会を開催いただくことにいたします。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午前10時27分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時43分）

○議長（鈴木宏始君） ただいま議会運営委員会を開催していただき、協議をいたしました。その結果、村長は質問者の質問に答弁していないので、質問の意味をよく理解して答弁をお願いいたします。また、ただいま続行しております1番鈴木勝久君の質問については、前もってヒアリング等を経ながら質問の順序等も考慮しながらしているので、時系列で事務的な推移を尋ねたかったんだというふうなことでありますので、この辺の質問者の意思も尊重しながら、事務方にその経緯を報告して答弁していただきたいというふうなことでございます。なお、いずれにしましても、この一般質問の質問と答弁につきましては、議長と議運長ももう少ししっかりしろというふうなご注文も賜りましたので、申し添えておきます。

以上でございます。

（「議長、議事進行について」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 議長にただいまのことについて申し上げておきますが、これはもう質問の冒頭に、質問者は課長に聞きたいんだと。事務的なことは課長に聞いたほうが一番早いんです。それを村長が議長をどなって発言を求めた。村長に発言を求められれば村長のほうが優先するので、課長は発言できなくなるんですよ。だから、質問者が課長に聞きたいんだと言ったら、その課長にしゃべらせればいいんですよ。それを村長がそこで議長をどなって発言をして、課長発言をストップかけるような行為を村長がやるからこういう結果になるんです。それだから村長は、課長に聞きたいんだったら課長にしゃべらせておくべきなんですよ。村長が出れば、課長はこれやめるのは当たり前なんですから。村長答弁を覆すようなことは課長はしゃべれないんだから、課長が発言を求めたいんだと言ったら課長にしゃべらせて、そしてそれに補足するとか付け加えるとかということ、これは後から村長が発言を求めて訂正するなり、付け加えるのがしかるべきなんだけれども、それをやらないで課長発言というやつを村長が出てきたら、課長できなくなるのは当たり前なんです。だから、その辺を十分議長から注意してくださいよ。そして、議長からも村長に対して、ただいま質問者から課長に答弁を求めているんですから、課長に答弁させるように、議長もその辺の運営をしっかりやっていただきたいと思うんです。西郷村の議長は、そういう間違いのない議長だからよろしくお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 十分に考えをいたしながら運営してまいりたいと思いますので、ご了解ください。そういうことで村長、担当課長にただいまの答弁をいただくようなところからスタートしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相川 博君） 1番鈴木議員のご質問にお答えいたします。

まず、復興交付金、東日本大震災復興交付金でございますが、それと文部科学省の

学校施設の環境改善事業交付金、こちらについて時系列でということでございますので、説明させていただきます。平成24年、今年の1月25日に東日本大震災の復興交付金、こちらのヒアリングがございました。同じく1月に文部科学省の学校施設の環境改善交付金に係る平成24年度の計画事業の計画書を提出したところでございます。今年の4月2日でございますが、復興交付金の第2回のヒアリングがございました。それから、5月22日になりますが、復興交付金の正式な発表がございまして、この時点で被害等ということで復興交付金には該当しないということの通知を受けました。文部科学省の学校施設環境改善交付金事業の交付金につきましては、5月22日に内定の通知をいただいております、7月2日に正式な決定通知、これまでお話ししてまいりました1億6,909万9,000円の決定通知をいただいたところでございます。以上が復興交付金と、それから文部科学省の学校施設環境改善交付金事業の流れといいますか、時系列でございますので、よろしくお願いたします。

- 議長（鈴木宏始君） 生涯学習課長、今の説明の途中で大変申しわけないんですが、機械のトラブルが発生しまして、答弁者の映像が映っていないんですよ。そういうことで、しばらく休憩して調整すればまた映せるかもわからないというふうな事務局のお話でございますので、若干休憩したいと思いますのでよろしくお願いたします。

◎休憩の宣告

- 議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午前10時52分）

◎再開の宣告

- 議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前11時20分）

- 議長（鈴木宏始君） 大変失礼いたしました。機械が復旧いたしましたのでご了解ください。

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

1番鈴木勝久君の一般質問を許します。1番鈴木勝久君。

- 1番（鈴木勝久君） 今、事務局のほうから復興交付金の該当しないことが5月22日にわかり、文科省の補助金が決定したのが7月2日ということがわかりました。先ほど村長がおっしゃっていた時間的な問題です。7月2日に決定するという事は、まず、文科省の該当しなかったに並行しながら別なお金を模索していた嫌いがある、これでわかります。それで、なぜ村長が8月1日までに全員協議会を最終決定でここまで延ばしてきたか、その辺をお聞きいたします。

- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

- 村長（佐藤正博君） いい質問をいただきました。延ばしてきたかというより、全員協議会のこのプールの質問は、全員協議会は5回やっているんですね、ずっと。それで結局、さっき言いましたとおり、この予算を執行するとなりますと、これは契約をして仮契約をします。そして、これは議会に上程して議決をいただかないと、これは

4億円を超える契約になりますので、これは停止条付きの契約になりますから議会の議決がなければ執行できません。それを早く、工期がありますので8月の段階でもうスタートしなければ、これはできないわけです。それを設計して契約をするということ順調にいきますと、9月の議会か10月の議会というふうに早くしたいということですが、その段階で同意が得られない場合は、今みたいに補助金が使えなくなりますね。ということをおそれたわけです。ですから、その前にずっと早くこの全員協議会を開いて説明をして早く進みたいと、皆様のご同意を得たいということで来たわけです。ですから、なるべく早くということですとずっと来たわけですね。延ばしていたわけじゃなくて、早くしたかったのが実情であります。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 私たちも屋内プールにつきましては、去年6月段階で、6月補正予算のとき南館議員がまず去年の時点で屋内プール、それからそのとき設計予算がつき、その段階でもうちょっと早く議員に対する説明がなされなかったのか。私たちもその件については早くしたい、早くつくっていただきたいというのが議会全員の意見でもあったと思われまます。それで、8月1日にだめだという結論を出したんですけれども、そのときの私たちの意見の中に私が言ったのは、今年の6月時点でプールをつくるという予算、4億5,000万円、これは計上されて可決されました。あとは執行権者の長たる村長の決断でやっていただきたいと私は言った記憶があります。ただ、その後見てみますと、先ほども言いましたが、全員協議会を7月2日に開きまして、村長の諮問機関であります委員会が立ち上げられました。時間がないというのはその時点でわかりましたから、7月16日までに4回開いて、その間に委員会の中では、その土地が安全じゃないんじゃないかという結論を出して答申を出しました。この検討委員会、村長はどのような思いでその検討委員会を立ち上げられたか。そして、その検討委員会が出した結論、これをなぜ踏襲というか、参考にしないで現状の場所というのを村長が推し進めたか。その安全性の面からもちょっとご答弁願いたいと思われまます。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） まず最初、6月に予算は通ったと。これはゴーサインが出た。ところが、同じく動議が出ましたね。動議は議会で決めたことです。要するに意見を付ける、意見を聞いて、幅広く。それで審議会をつかってやってくださいと。それはそのとおりにつくりました。そこでの問題は2つです。これは平成24年度にやるのはきついのではないかと。したがって、平成25年度まで延ばせないかということが1つ。これは審議会の委員長と事務局と行かれて、そしてそれを確認された。私ももちろん知っております、これ中身は。そこで結論は、平成23年度の繰り越しなので平成25年度までいきません。これも委員会の中で発表されましたね。そこで工期が決まります。来年の3月までに終わらせなければこの事業は成立しない。2番目。では、そこにつくるのが安全かどうかということがわからないということで、7月18日に一級建築士ほかということで3人来て、私もそのとき同席をいたしました。やっぱ

り一番肝心なのは、専門家の意見を聞いて自分の意思を固めることです。もちろん、これまでは私はいろんな建築をやってきてという経験から言っても、一級建築士あるいはその他の専門家に任せて、そしてその結果に基づいてやる。もちろんこれについては建築確認、県知事の許可、あるいはそういったこともこれからチェックされるわけでありませう。

そういったことを前提に頼むというふうになれば、あの18日のいろんな安全性に対する確認、それから場所を移した場合、出ましたね、あの場所で。今の場所で行った場合は、ぎりぎり工期を本当に一生懸命やっても3月までは、今の場所ではできるとのことだ。しかし、場所を変えたらどうかという話もあったので、今の別な場所はどうかということでそちらも検討した。そうしたら、3か月ぐらい延びてしまってこれはだめだということで、じゃこれは今のところがどうなのかというふうに戻って、今年やるとすれば今のところしかない。では安全かということになって、そして今度は専門家の意見として、地質図、ボーリングの結果、出ましたね。いろんなことが書いてありました。こういったことを注意してやればいい、あれもこれもということで箇条書き。これは皆様持っているとおりですね。それをクリアするという設計ができ上がってこれではどうだと、これは大丈夫だということが出てきたのがこの8月1日に説明したとおりです。これはやっぱり安全性の問題と工期の問題の2つの点について、ぜひ今のところでやらなければ、まず工期としてこの事業が成立しない。遅ればだめだということで。それから、安全性については、では今のところにやるについては、説明したところでぜひやりたいというふうに私申し上げましたね。それは委員会の答申である別な場所等は工期的に間に合わないの、こっちにするしかないからこっちにしたわけ。ということで、私もその安全性の確認はできるということと今のところでやりたいということとを8月1日、今の場所で行始まらなければ今年度中の完成はできないということから、この8月1日の最終リミットを設定したわけ。です。

そこで問題になったのは、審議会で今の場所じゃないほうがいいと、安全上。そういう答申が出ましたので、審議会の答申をこの議会全員の皆様がどう判断なさるかということが一番の問題です。これはさっき言ったとおり、ずっと6月そのとおり進めて契約議案をつくって、そしてその段階でだめだと言われた場合は宙に浮いてしまう。補助金もだめだし仕事もうまくいかなくなるということがあったので、工期の最終日である8月1日までに何とかしたいということで、皆様をお願いして全員協議会を行いましたね、最終日。今のことを申し上げた。そして、皆様にお聞きしましたね。これ今のところでだめなのか。答申どおりとすれば工期が間に合ないと。それで聞いたら、やっぱりなかなか容易ではないということがさっき判断した一番のこと。これは単独事業であって、それは繰り越しできるとかそういうことであれば、私はもちろんゆっくり、もう少し繰り越しということをやります。しかし、補助金がついている。それも事業費の半分。それから、裏負担として地方交付税が充当率が全部で最終的に8割。結局3億円以上の国庫がつくという事業です。それが宙に浮くと

するならば、やっぱりこれまで何をやってきたんだ、西郷村は、ということをおあるいは文部科学省に対して申し開きができない。このことは前からずっと打ち合わせをしておいた。そういう事態にならないようにお願いします、逆に言われてきた、私は。

だから、8月1日に全員協議会、今日は皆さんに判断をしていただかなければできない。これがだめだと言うのであれば、これはだめですよと言いましたね、私もあのときに。そして皆様のお話を聞いた。なかなかこの安全性の問題が出てくるうちに今言われましたが。ただ、安全性ということは、私はプロに頼んでやって、そして大丈夫だと言っているのです大丈夫だと思っています。しかし、やっぱり不安だと言われたことで判断されるのであれば、それはそれでというご判断はありますのでということが両方あるので、これが最終的にずれ込んでこの補助金の性格としてお返しする。あるいは国庫の一種として、この補助金がこの目的どおり使われなかった場合は死に金になります。そういったことが生かせないとすれば、本当に大きな責任をとらなければなりません、村長として、執行者として。それでこの8月1日、皆様をお願いしていろいろお聞きしたわけですから。そういうことです。よろしいでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 今言われたやつの安全性をプロに頼んだと言われましたが、別なプロはそこは危険であるという判断も示しております。これです。これは「設計施工上の主な問題点と留意点」といって、井戸ボーリングが地質調査をした結果の報告書であります。これを委員会のほうでは重視しまして詳しく調べた結果、砂れき部分とか盛土が大変深く掘ってあるとか、そういう部分でいろいろな試験杭を打ったり、総合的立場から、というのは安全性、施工性、経済性、環境性と、いろんな総合的な立場から検討すべきであると言われております。あと、そこでこの井戸ボーリングさんがやった地質調査も、3か所を大きく掘ったという地質調査であったらしいです。ある議員に聞きましたら、一般家庭でも家を建てる時、地質調査をするのに3か所ということはないと。ですから、もうちょっと安全に関しては、私が思うにさっき命の話が出ましたが、村民の命、身体を守るのは村長の専権事項というか責務でありますから、安全には安全を期す。一度壊れた場所にもう一度というのは、どう考えても私たちの感覚ではあり得ない。ここにずっと村長がこの場所に固着したというか、ここじゃなきゃだめだというその説得は私にはどうも通じないというか、私は説得できていなかったような気がします。ですから、私もその委員会の一員でありましたが、どうせ建てるなら安全な場所という意識がありました。最初は早くつくってほしいという意識がありましたから、今の場所に補助金も交付金という形でありますからその場所に建てざるを得ない。それはしようがないかなと最初は思いましたが、調べれば調べるほど一度壊れたところ、そして土質というか、地下がそれほど安全とは言えない場所につくっていくというのはどうかなと。いろいろな観点で調べてまいりました。それで、本当にその場所で行ったのかと。村長は今でもそうお考えだったのかお聞きいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） そのとおりです。私は今のところ大丈夫だと思っている。なぜか。先ほどボーリングの調査結果のお話、どこのボーリング屋さんでしたっけ。（不規則発言あり）白河井戸ボーリング、あれはボーリングの調査結果報告書のことですね。

（不規則発言あり）ボーリングをする場合は、おっしゃるとおり、建築の基礎ということが一番大事でありますので、それはボーリングをしていかに対応すべきかということをする前提として、その地質調査をします。もちろん今書いてあるところについては、地質の状況、何に留意すべきなのかといった観点でこのチェック項目が書いてあります。それを受けて、今度はそれを建築する土台としてどのように対応するのかということを考えていくわけです。そういうことをやっぱりすべてやっている。それにしてもやっぱり対応の中身がよくわからないということはあると思いますね。今書いてあること、注意すべき点がちゃんと書いてありますので、それをやっぱり見てどう対応するかということが次の設計の段階に入ってくるわけです。もちろん杭を打ったりコンクリートミルクを注入したりということが書いてありますね。それをすれば大丈夫だということで行くわけでありませぬ。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） ありがとうございます。村長は、先ほど8月1日の全員協議会でみんなに説得して回ったと。それでも聞き入れてもらえなかったと言いました。私からすると、本当に村長がその場所に早くつくって、一日でも早く子どもたちに、村民の皆様にそのプールをつくってもらいたいと、そういう意思がありましたら8月1日じゃなくて、その決定日じゃなくて、なぜもうちょっと早くから私たちにそういう意思表示をしていただけなかったか、残念でならないんですけども。（不規則発言あり）よろしくをお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 説明とか意思が伝わらないという話については、申しわけないです。勝久議員さんに伝わらなかったのは、私の不徳のいたすところかもしれません。ただ問題は、6月の議会で同じことを申し上げましたね。私はここでやる、同じことを言っています。そこで議決された。6月の議会でちゃんと言っています、今のことは。ただ問題は、補助金をつけていただいて、それで3月31日までに終わらせたいということを経営的に、あるいは工期的に見た場合は、今の場所だということで行ってということなんです。それが安全上ということになれば、やっぱりこれは本当に断念せざるを得ないという結果になるわけです。だから、もっと早くというよりは6月にも言っていますし、ただ、伝わらなかったのはまことに残念という気がします。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 今6月の補正は通りました。ということは、賛成の方が多かったと思われませぬ。ですから、そこにはプールの建設費用も入ってございました。通りました。なぜ議員の反対が多かったのか、私にはわかりませぬ。（不規則発言あり）ですから、その後、8月1日に村長がそこで意見じゃなくて決議をすべき事項、私にはそこで決議ができるかできないかわかりませぬけれども、それは最後に村長が判断する

ときに、聞いた話じゃなくて、賛成か反対かと白黒をはっきりつけるべきじゃなかったんでしょか。いかがでしょう。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） そのとおりです。6月の議会的时候、通るときは賛成してましたよね。それはそのとおりで議会を通ったわけです。それで動議が出た。なぜ動議が出たのか。なぜ動議が出たんですかね。なぜなったのか意見を聞いて、そしてその委員会をつくりましたね、意見を聞くために。それはやっぱり専門的に調査をしたいということで委員会をつくったわけです。それを今度は委員会の答申が出ましたので、今度は全員協議会でやるという手順があるわけです。それは全体の意思を見るためにという手順を踏み、決議をしていただきたいというより、やっぱり説明をして議会の議決という手順がありますので、そこでやっぱり把握する必要があるわけです。（不規則発言あり）ですから、何でこの6月の議会を通して、あの段階ではそう簡単にかないというふうになったのか、そこが私はわからない。なぜだと思いますか。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 村長、先ほどおっしゃいました、私はこういう補助金をつけたやつを一回も返したことはない。それは本当に私も不名誉なことだと思います。執行権者として執行すべきだったんじゃないでしょうか。いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 執行すべきじゃないですかと言われても、反対というか、今のところで場所がだめだと言われてれば、さっき言ったとおり、工期が過ぎてしまえばこの補助金は使えない。最初からわかっているんです、それは。それをやってできなくなれば、この事業は成立しない。成立しないことはできませんね。どうですか。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 執行して何が問題があるんでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 何が問題があるかというのは、問題いっぱいあります、さっきから言っているとおり。補助金をいただいた補助事業を平成24年度内にできないとなれば、この補助金は使えないことになるわけです。場所を変えてやった場合は、工期的に間に合わない。平成24年度中にやらなければならない事業ができなくなるわけです。できないということをやれば、いろいろ問題が出てきます。さっきの補助金の問題とか。それを未然にやっぱり確認しなければならない。そういうおそれをいつも持ちながらやっている。やっぱり執行というのはそういう責任を持っているわけです。よろしいでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 屋内プールは、村民みんなが望んでいるものだと思っております。今話を続けても先に進みません。ですから、こうなった以上は、ぜひとも別の予算

を執行側に探していただき、早目に村民の皆様が本当にそこで楽しい、健康増進、いろんな形で楽しめるプールを、私たちも協力します。ぜひとも村長にはこれからご尽力をいただきまして、皆様が期待しているようなプールづくりをこれからやっていただきたいと思います。プールに関してはこれで終わらせていただきますが、私たちも本当に協力します。村長、頑張ってください。

続きまして、いじめ問題にいきます。これは教育長にお伺いいたします。いじめ問題も小林議員、金田議員からも質問が出ました。いじめの定義についてもう一度お聞かせください。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

いじめの定義についてということでございます。実は、いじめの定義というのは以前と変わっておりますので、そのことも触れさせていただいていじめの定義を申し上げたいと思います。いじめの定義につきましては、平成18年度までは次のように、いわゆるいじめの定義という言い方でありました。1つは、「自分より弱い者に対して一方的に、」、2つ目です。「身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、」、3つ目です。「相手が深刻な苦痛を感じているもの。」、「なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」、そのように平成18年度までは、いわゆるいじめの定義ということで言われてきました。しかしながら、このいじめの定義に沿って対応をしてきていたわけですが、前にも申し上げましたように、いじめが数多く起こり、深刻な事態になったりした状況を思い出します。これは昨日も申し上げました。それで、より「いじめられている児童生徒の立場に立って行うもの」、そういう定義をつくるということになりまして、今度はいじめは次のように、いわゆる定義ということで今言われています。「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」、このようにいじめの定義を今は定義として言われているものであります。前と同じように、「なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」ということになりました。つまり何が変わったのかというと、いじめられている子ども、その子どもの思い、それをもっともっと大事にしなければ、いじめはいつまでたっても続く。そして、深刻な事態にそのことが及んでいくというそこを改善するために「当該児童生徒が」という、子どもの側がこれはいじめだと感じたときには、いじめなんですよというそういう定義に変えたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） いじめられた当人がいじめと感じたときに、いじめと。非常に難しい問題が内在している。人間関係をよくしていく、育てていくという部分。よく幼稚園とか小学校の低学年だと、砂場で遊んでいてよくこづいたりこづかれたりしますよね。あれはいじめの定義の中には入るんでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

今ほど申し上げましたように、議員も今申されましたが、いじめと本人が感じたものは、いじめとして扱ってスタートをします。そして、それがどういうことなのか調べ、対応を早急にしていく。最初は小さくても後々深刻な、あるいは重大な事態にというそのところはつながらないように切るという意味から、こづくという事例を挙げられましたが、そういうことも、あるいは言葉だけのものでもいじめということにとらえてスタートをしますと、このように定義の思いを私は受け止めております。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 社会性とはどのように培っていかれるのでしょうか。その中のコミュニケーションの部分です。非常に難しい問題であります。昨日、一日教育長の答弁を聞いておると、西郷村の教育委員会、西郷村の学校教育課に任せておくと、保護者、児童は安心だなと一部では思いました。でも、その見きわめる現場の先生がそれだけの器量を果たして持っているか。小学校は、今私は羽太小学校が近いので見ておりますが、先生方の連携は大変できております。横のつながりができております。情報の交換がなされていると思います。中学校にいきますと、それが少ない部分が多々ありました。あと、新卒で採用された正式採用されていない教諭、この人たちははっきり言って力不足な部分があります。この先生方にも、昨日教育長がおっしゃられたそういう目の届くそういう部分が本当にできるのかなと、子を持つ親としては大変心配でございます。その学校の現場にいる先生方のレベルは千差万別です。確かに観察力のすぐれた、洞察力のすぐれた先生はいらっしゃいますが、そうでない先生も見受けられます。そういう部分のケアというかはどのように指導しておられるのでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

昨日あるいは一昨日もお答えしてきましたが、いじめの起こるもとは、人間が1人じゃなくて人間関係の中で生きる、このことがスタートだというふうに思っています。人間関係が何の問題もなくいけば、いじめとかそういうことはないと思います。しかしながら、何度も申し上げましたが、そういかない部分がどうしても人間関係を続けている中で出てきて、トラブルというようなことにつながっていく。それは小さいうちに芽をつむということ、昨日、教育長、いじめはどう考えるのだということの中で、スタートの段階の中で申し上げたこととさせていただきます。非常に難しい問題であるとも申し上げましたが、でも取り組まなきゃならない、そして子どもを守り切らなければならない、そういうことも申し上げたとおりでございます。ある部分は安心ですが、やっぱり心配ですとおっしゃっていただいているのは、そのことであるというふうに思っています。ですから、その安心なんだが、でも心配の部分を教育委員会としましても学校とともに全力で取り組んでまいり所存でございます。

見きわめをする教師の力量はどうなんだというそういうおただしでもあります。教師の中には、これもちょっとお話ししたんですが、いじめの問題に限らず1人で抱え込まない、これが教師の対応の一つの大事な点だというふうに思っています。教師

1人ですべて対応しようとする、これは対応し切れないということでございます。したがって、教師は組織力を使って取り組むことを勧めてそうしてもらっています。組織とは、学校でいえば例えば学年力です。あるいは学校すべての力の学校力です。そういう組織の力を使って、いじめのことも学力のこともその他のことも取り組んでいただくというのがそういう思いでございます。正式でない先生のお話にも触れていただきましたが、正式でない先生、これはいわゆる講師の先生とかであります、さまざまな面で正式の先生と同じような力量を持っている点も十分ありますし、そうでない部分もあるかもしれません。そこは研修をしたりしながら、先ほど申し上げました組織力を補って、組織力で包んで学校全体で取り組んでいきたいというふうに思っております。最後に、学校の組織力、先生だけではありませんので、そのほかに外部のお力もお借りする、内部の場合にも昔はいなかったカウンセラーとか、それからソーシャルワーカーとか相談員とか、そういう方々を多く今学校に配置させていただいておりますので、全力をその方たちのお力もおかりして教員の力をベースに努力をしてみたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後1時まで休憩いたします。

（午前11時59分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後0時59分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

1番鈴木勝久君の一般質問を許します。1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 午後に引き続き一般質問をさせていただきます。

昨日いじめについて教育長からお話しされました。それで、小林議員だったと思いますが、学校でいじめがどのくらいあるんだと言われたときの答弁に、1件とか3件とかそんな程度の回答でした。午前中の教育長のいじめの定義からすると、1件とか3件のいじめ、この件数では私は不自然だなと。どう見ても日常に行われている行為はあるのかなと思っております。ですから、そのいじめを見つけるというか、確認する作業、それを今やっている確認作業じゃなくて、もっと別な角度でいじめ発見につながるような、例えばアンケート調査にしても今やっている調査じゃなくて、もうちょっと別な角度でやっていただければ、その実態というか正確な数字が出てくるのかなと思っております。いじめの根本であるのは、明治以降続いてきた学校教育制度というか、義務教育の学校の制度に根本的な問題があると思っております。それは何かというと、好き嫌いにかかわらず学校という一つの箱の中に入れて、それで学校のいろいろな規則に縛りに縛られ、その中で抜け出せない状態で常に近くにその存在があるわけでありまして。その中で、大人ですと嫌な人間だったら離れればいいんですね。これは教育長が別のところでおっしゃっていたので、教育長もご存じだと思うんですけども、大人だったら嫌な人間とか嫌な思いをしたら離れればいいんです。距

離を保てばいいんです。学校という制度の中だと、それができない状態で縛られる。この本に書いてあるのは、「いじめの構造—なぜ人が怪物になるのか」、内藤朝雄さんという方が書いていらっしゃるんですけども、この中にその弊害的な構造が書いてあります。ですから、そういう中に子どもを入れられて日常は逃げられない状態にありますので、その辺を鑑み、これからのいじめ対策に教育委員会も携わっていただきたいと思います。それで、もうちょっと鮮明にそのいじめを発見できるような、早期に見つかるような対策を講じていただけるでしょうか。教育長、お願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お話しありました内藤朝雄さんの本は、私はちょっと残念ながら読んでいませんで、今度読んでみたいというふうに思っています。いじめの最初の部分、スタートの部分の把握をするということ、すごくこれは私も大事というふうに考えています。把握は日頃、授業等を通して学校の中で考えている先生、そして同級生をはじめその周りの児童・生徒、それから本人、そして家族など、そういう方々のところからきっかけをつくっていただけて発見するというのを一つの方法でやっています。もう一つは、お話しありましたアンケート等、どうしても話しにくいというそういう部分を持っていますので、そういうアンケート等もその活用の方法でございます。アンケートの仕方につきましても、ちょっと前の答弁で申し上げましたが、今いろいろないじめに関するものを、次の10月の校長会でさまざま改善をしようということで持ち寄ることになっていますので、そういう中でというふうに思っています。学校教育制度のいわゆる負の構造というのか、負の部分のお話しございました。確かにそういうことを義務教育という中で、学区ということをもとに学校が成立していて、学級の規模がそれぞれ学校によって違いますので、その規模によっては固定されたそういう集団がずっと続く中とか、さまざまなことがやっぱり固定的に考えられます。そういうことを通して、やっぱり弾力的に子どもたちが自分の学ぶ場所を選択も入れながら可能にならないかというそういうご提言でもありますが、そういうことについても学校としても今対応をしているところです。実際にはいじめ等が起きた場合に、何でかんで教室にすぐ戻すということではなくて、さまざまな方法を考えています。保健室とか学習室とか、場合によっては学校にも近づけない場合には、西郷村の教育委員会の場合には外にそういう学習の場を設定させていただいたりしていますので、そういうさまざまな弾力的な方法などをとりまして、議員がおっしゃっていただきまますような対応を今後もしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） この問題についてもっと掘り下げて、原因はどこにあるのかとか、今申しました学校のシステムの内容等々について、もっと掘り下げて議論というか質問したかったんですけども、大変私、時間の使い方が下手なものですから、次にいかせていただきます。

次は、除染問題についてでございます。4月1日から環境保全課ができました。放

射能関係のことが仕事だと思っておりましたが、環境保全課とはどんな仕事をなさっているか、もう一度詳しく教えていただけますか。藤田課長、お願いします。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えします。

4月1日より発足しました環境保全課の業務内容についてお願いしたいということですが、「西郷村規則第2号 西郷村行政組織規則」の中の第8条に環境保全課の事務分担、業務内容については書いてありますが、2つの係から成っております。1つは生活環境係。この業務内容でございますが、主なものとして、廃棄物処理、清掃に関すること。次に、公害及び公害防止に必要な監視及び測定に関すること。それからごみ関係、それから犬関係、それから墓地関係が生活環境係の仕事となっております。次に、新しく係が設置されました放射線対策係。この業務内容でございますが、主に放射線対策にかかわる総合調整に関すること。それから放射性物質の除染に関すること。その他放射線被害の補償、賠償に関する相談ということで事務分担がなされております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） ありがとうございます。放射能に関することが主な仕事だと今言われました。放射能に関してどのぐらいの専門知識をお持ちになっているのか。例えばその中で指示する先生はいらっしゃるのか、その辺をお聞きしたいんですけども。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えします。

現在、村では除染アドバイザーということで、藤村先生ですね、この方をお願いしているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 私が今の質問を何でしたかという、原発事故が発生してもう1年半ですね。1年半たつと、それ相当の専門知識はもうつけていらっしゃるんですよ。ですから、言いたいことは、今村民が放射能が本当に危険なのか、今どういう状態にいるのか、あとは食べ物に関しても将来的に関しても、そういう部分でいろんな不安を村民の方は抱いていると思います。保全課ができましても、その活動内容は見えていないんです、村民に。ですから、これは特別委員会でも触れられましたが、今一番関心を持っているのは放射能の問題です。ですから広報、皆様にいろいろな形で、例えば食べ物は今防災無線等で大丈夫だと言われてはいますが、何が大丈夫なのかわからないんですよ、細かいこと。ですから、細かい資料を提出とか提示していただいて、常にその状況状況によって村民がどういう不安を持っているか、そういうのも把握しながら情報提供を環境保全課の方々にはしていただきたいと思っています。今日、3日、4日を見ていると、環境保全課には何か業者関係の人しか来ないんじゃないかというぐらい一般の方が見えておられなくて、何か作業服を着

た人が来ておられるように見ます。ですから、広報をもっと村民にわかるように詳しく、こういう事例がありました、こういうことで今ほかは対応していますとか、そういう詳しい情報をもっと村民に出していただきたいなと思っております。いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えします。

9月11日、全員協議会の中でそういった村民にお知らせ版として広報を、村の除染対策はこうだよというようなお知らせ版をつくりまして、ご了解をいただきましたので、20日には村民の皆様にお知らせしたいと思えます。さらにはそういった食品の安全、そういった専門的なこと、どのようなものが安全なのか、そういった情報提供についても、今後できるだけ情報提供を村民にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 今除染の話が出ましたから、次に除染の話に移りたいと思えます。除染も去年、学校の表土というか、校庭の表土は比較的早い時期にやっていただきました。学校の子どもたちというか、私もそうなんですけれども、去年一番安全なところは学校だよ、そういう言い方をしておりました。それから、学校の表土を剥いだ後が、村民の皆様は今何をやっているんだ、除染活動をやっているのかというお話が大分聞かれております。そういう計画について、6月にも一度その除染の進捗状況を説明しましたが、今まではいいとして、これからどの時期にどのようなことを確実にやっていくのかと。その確実にやっていただける部分を、今年から来年の春先でいいですからその辺の部分の計画をお聞きいたします。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えします。

全員協議会の中でもその辺の工程的なものはお知らせしましたが、8月31日に学校関係の除染につきましては発注いたしました。12月には終わるだろうと思っております。それから、一般家庭の除染につきましても、一部除染に着手しました。それから今現在、仮置き場、やはり仮置き場ができないとなかなか進みませんので、今仮置き場の設計に全力を尽くしておりますので、仮置き場ができればかなりのペースで計画どおりに進むんじゃないかと思っております。今現在ではかなり遅れておりますが、仮置き場が決まれば相当進むのではないかと思っております。それで、重点的にはもう一般家庭を中心に除染をしていきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 今の計画も村民にわかるように、時間を切ってというか、何日にこのぐらいのことができるというのを、早急に村民に知らせていただきたいなと思っております。時間が8分しかありません。それでは、昨日疑問に思っていた、ほかの方に言われていた、その除染費用に5年間で2,000億円を使うと。途方もないお金の話をされたのでびっくりしておりましたが、5年間で2,000億円というとす

ごい金なんですね。業者をどうするのか。また、その2,000億円というお金を本当に国からいただけるのか。何かキツネにつままれたようなその途方もない金額なんですけれども、その辺のことを簡潔に教えてください。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えします。

2,000億円の事業費でございますが、これはあくまでも昨年度、実施計画の前に大まかな数字を申し上げました。内訳についてはちょっと時間がかかるので、5年間で2,000億円じゃなくて全体ですね、山林を含めて。西郷村は山林、民有地が7,000町歩ほどありますので、これらが相当かかるということで全体で2,000億円と。それで、村の計画でいきますと、年間約250億円のもので約1,000億円、その他5年以降で1,000億円ということで計上しました。中身については、後日もう一度詳細に設計を組まないと確実なお金が出ませんので、当初はつかみで概算ではじいたものですから、当初は山林については表土剥ぎで入っていましたので、額についてかなり上がると。今現在の環境省の手法では落ち葉拾い、それから枝打ち等しか認められておりませんので、その辺の額はかなり下がると思います。もう一度詳細に組み直しましたら、皆様にお知らせしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） よろしく願いいたします。除染が一番命題であります。命を守る、それに尽きると思います。西郷村の事業の一番最優先でありますので、早急な除染をよろしく願いいたします。

続きまして、3番、行財政についてお伺いいたします。5分しかございませんので、総括でございます。村長、平成23年度を踏まえまして、3分以内に総括をよろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 平成23年度はどうなったかという総括をということでございますね。一言で言えば災害、3・11の1年であったというふうに思います。平成23年度予算そのものの議会がこの震災中というようなことでありましたし、それも今言われたように、除染の費用もいろいろ錯綜して出ております。新聞紙上で飯館村が3,446億円、びっくりしたということもありますが、ああいったものの前触れとして、この平成23年は通常、これまでリーマンショックからどう立ち上がっていくのか。あるいは子どもたちの仕事がなかなか手にできなかった。そしてさらにワーキングプアとかいろいろな問題を抱えて少子高齢化に突入したという年であって、どう打開していくのかということの中に、このリーマンショックの引きずりがあったわけであります。

かつて我が西郷村は不交付団体であった。あのときは本当に税収が今の倍近くあって、今年もこの決算の中では30億円ちょっとですね。でも、ずっとこれまで推移は二十四、五億円から30億円の前後です。やっぱり住民税の法人とそれから個人、約10億円、固定資産税で20億円弱ということに、プラス譲与税とかたばこ税とか入

って、結局この部分をどう歳出予算に組み込んでということをやってきた中においてこの災害が勃発したということで、トータルといたしましては、この災害復旧が通常の仕事を超えて、今言われた優先順位1番、すべて逆転しましたので、この部分は本当に、去年の3月11日のあの時間から直ちに3時に災害対策本部を前の事務所にプレハブでつくって、それからもう毎日朝6時、それから12時、4時、3回ずっと毎日会議をやりましたね。八方手を尽くしていろんなところの情報を集める。何からやるべきか。まず一番に水、あるいは仮設住宅。そして十四、五日あたりからはどうも浜通りの方々がということがあって、そしてこの十五、六日からは本当にあつという間に震災の防災、防備に回ったということでもあります。ずっとそれが引き続いてここまで来ましたが、やっぱり1年たって羽太あるいは大平、そういった部分の今の復旧状況と、それからそれ以外について放射能が引き続きありますので、それにちょうどまたがったというのが私の考え、印象でございました。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） この総括はいろいろ質問したかったことがあって、その優先順位の決め方がどうと、ちょっとひっかかるようなところもあったし、不交付団体から交付団体になってどういう村が変わっていったのか。それから地方債、わからない部分がいっぱいあります。あと基金。財政調整基金をこういうときにどうして使わなかったのか。いろいろ聞きたいことがありました。次回に回したいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第8、14番後藤功君の一般質問を許します。14番後藤功君。

◇ 14番 後藤 功君

1. 村長の村政執行を問う

○ 14番 (後藤 功君) 14番。昨日、一昨日から一般質問が行われているわけですが、私、今まで同僚議員の一般質問を聞いておりまして、大体いろんな問題点を共有してございます。私からも重複するところが多々ございますが、私なりの視点から伺ってまいりたいと思います。まず今、日本国のマスコミは、自民党、民主党の代表選挙のニュースで持ち切りですね。地方議会として我々に関係があるのかどうかということを言われますが、私は大いにこれはやはりあります。国政の問題、どの政党が政権を担うかということで、この地方の我々の生活もやはり左右されるわけですね。そういった観点からすれば、大いに興味のあることであります。それで、いろんな各政党候補の国政に対する抱負を聞いてまいりますと、じゃだれが本当に我々日本国民の思いをいろんなことで心配して政治の任に当たるかと、こういった見方からすれば、私もだれが一番ふさわしいかと、そういう方は見当たりませんね。やはりまず基本となるものは政策そのものでありまして、そういった点からいいますと、手前みそになりますが、私が所属しているみんなの党の政策が一番国民の皆さんのニーズにかなっているのではないかと、こういうことであります。他党の皆さんは、私はやはりどうも考え方がもう一步だと、そういうことでありまして、我が党の候補者が国民の皆さんのなお一層の支持を集めるように努力したいと、私も黨員の一人として思います。しかしながら、この間、二、三日前ですね、我が党の福島支部長をやっていたらっしゃる小熊議員が敵前逃亡というか、日本維新の会に移るんだと。これなども非常に私の所属している党の一員として納得しかねる行為だと。政策が全然合わないんだと、この日本維新の会の政策がみんなの党の政策より、よりましな、もっと革新的なそういうものがあるのならこれは納得するけれども、しかしながら、どうも個人的な、要するに選挙でどちらに、時の人気のあるそういう政党に行ったほうが得か損かと、そういうにおいがすると。これは私も本当に納得しかねることなんですよね。それで今後、この福島県のみんなの党の組織がどうなっていくかと。そうすると、今支部長が不在ですから、後藤、おまえやってくれきゃと、そういうことはありませんけれども、もしあったら引き受けても用意はあると。あまり過激なことを言って逆に迷惑をかけるんじゃないかと、そういう心配もございます。

このことはそのぐらいにしておきますが、この西郷村の問題に戻りますが、村長ね、過日、ヨーロッパを佐藤知事と同行していろいろ視察に行ってきたと。私も事前あまりわからなかったんですが、村長も知事とヨーロッパに行ったんだと。それを後で聞きまして、そうしたら連日新聞に出て、佐藤村長云々という記事は出ていなかったんですが、知事の動静、いろいろ発言やらだれと会ったとか、そういうことでなるほど、こういうことをやっているのかと初めて知ったわけです。それで、福島県は今、五十何市町村ですか。(不規則発言あり) 佐藤村長は町村会の会長である。それを代表して恐らくお声がかかったと思います。それで、映像を見るところ、佐藤村長が佐藤知事の後ろに控えていていつも映っているんです。あと、ほかの首長さんは何か行った

のか行かないのか、それはわかりません。市長なんかも何か顔が見えないですよ。今回のそのヨーロッパ視察の趣旨は、どういう趣旨で声がかかったのかと。また、その成果。そして村長自身が今回の視察によってどういうことを学んできたのかと、それをまずお聞かせください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 14番後藤議員の一般質問にお答えいたします。

いつも大局論からお入りになるので、みんなの党の代表になるのかなと一瞬思いましたが、そういう事情の部分にあることはよくわかりました。そして、私も言われたとおり、地方行政イコール国政と直結する、本当にそのとおりだと思って毎週日曜討論を聞いております。やっぱりこの当面する課題が逐一各党の代表、当然出ますので、やっぱりこの先を占うには本当にいいチャンスであるというふうに思っております。たまに江田憲司さんが出られます。橋本首相の秘書官をやったという経験からいろいろ物を申されますね。そういったことで、今の日本の状況がどう動いていくべきなのかということをお各党いろいろお考えになって、それを闘わしていく。まことにあって我々の代表として、この国政を預かる人がそれなりの見識とやっぱり努力をされているということがあの部分でわかるということで、今非常に興味を持っている。そういう中であって、この地方自治体、我が県は、我が村はというお話の向きであります。今般、知事と同行いたしましたのは、知事の例の再生と復興の状況を内外に発信して、そして脱原発の以降の新エネルギー、再生可能エネルギーの技術協力、あるいは風評被害の脱却、あるいはドイツにおける廃炉の工程がいかなるように進んでいくのかということをつぶさに見たと。今回、市長会長と町村会長がこのお話あったのですが、最終的に福島の市長さんはちょっと都合がつかなかったということになりましたので、私は町村会として、それから県の産業創出の課長、その他企画調整部あるいは商工労働部等で総勢は五、六人だったと思いますが、記者団が同行いたしました。新聞、テレビであります。

成果というのは昨日申し上げましたが、どういったことを学んできたかというお話であります。原発はどのように動くのかなということをお先週の国会討論でも、ゼロあるいは15%、25%、将来のエネルギーの比率ですね。あのお話がありましたが、やっぱりドイツは既にメルケル首相が脱原発を宣言した。あの方は、前にはやっぱり産業のためにはエネルギーが必要だということで、原子力の推進派だったというふうにお聞きしていましたが、やっぱり3・11以降については、コントロールがなかなか難しいということからハンドルを切った。同時に、新しいエネルギーをつかもうということをお一生懸命やっている状況がわかったのであります。1つはやはり新しい起電力、ソーラーあるいは風力、その他のエネルギーですね。そういったことをもう少しパワーアップできるような方向を早くつかみたいという意欲十分でありました。もう一つは、同時にエネルギーが本当に持続可能、あるいは自然由来の原発以外の、原子力以外の発電力がこの持続可能のエネルギーで代替できるのかということをお、今一番の大きな課題としております。すぐにはならない。コストあるいは技術力を持って、

原子力は100万キロワットでありますので、1か所風力でいっても1万キロワットに達するかどうかというのは非常に難しい問題。小さいのは2,000キロワットとかそういうところでありますので、そういったことを考えるならば、やはりこのエネルギーを少しエコとといいますか、使わないで生活できるような方法、例えば一般家庭における省電力ですね。例えば温度の問題とか照明、台所、あるいはエアコンとか情報とかいろいろ電気を使いますので、そういったことを最小限にできないかという動きと両方、起電力を上げる部分と省エネルギーでそういった両方の方向を目標としてやっているということがわかったのでありまして、本当に脱原発の意向については、そういったものも日本、あるいは福島においても大きな課題にクローズアップされてくるだろうということを実感した次第であります。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 今感想をお聞きしましたが、私は2回ほど、以前にヨーロッパを見て回ったことがございます。村長が今回知事とそういった目的で視察に行ったということは、私は是非はいいことだと。私の経験から言えば、世の中はね、世界を見るとか、日本国内でもそうですが、とにかく見て聞いているんな見聞を広げるといことは、その目的そのものがたとえそれ以外であっても相当な勉強になるんですね。やはり視野が広がったり、物の考え方が地域、ところ変われば人、ましてや国が変わればさまざまに考え方も違うわけでありまして、当然客観的に我々日本人の、そして個人のそういう考え方の範疇を超えたいろいろなことがまた発見されるわけですね。ですから、そういった意味から言えば非常に喜ばしいことだとこのように思いますが、それで村長にはせっかくそういった諸外国、私もちょっとうらやましいことがあります。といいますのは、普通の個人的な旅行であっては、やはりその国の大使館に行ったりとかそれから政府要人、いろいろな政府高官なり、そういう人々にはなかなか会いたくても会えないですよ。しかしながら、これは一つの役得というかね、たまたまそういう地位にいたおかげでそういう体験ができた。私はそういう思ってもそれは体験できないんですから、これは非常にある意味ではうらやましいことであり、すばらしいことだと。そういうようなその体験から、ぜひ村長にもそれを生かした大局的な世界観、これは新たにそういう学んだならば、この西郷村政にもぜひ生かしていただきたいと、これが私の願いですね。

そういう考え方に基づいてさまざまな、今日、例えば今最大の課題になっている原子力、放射能の問題とか、それから先ほどおっしゃった再生エネルギーをどうするかとか、脱原発はどうかと。世界の趨勢、特にドイツは最初は原子力推進だったと。しかし、この福島原発が起きたら、すぐさまメルケル首相はもう脱原発だと。非常に早いスピードで、ごちゃごちゃ国内のコンセンサスがどうの、産業界がどう言っているとか、じゃその代替するエネルギーはどうとかいう、そういう言う前にかの国はもうさっと、よし、脱原発だと決めましたね。あれなどはやはり日本の政治家、国民性もありますなかなか、もう議論ばかりしてさっぱり方向性が見出せない。今でもそうでしょう。決められないです、政府も。またそれに話しますが、現実としてあの

双葉郡、各市町村、飯舘村、避難してもう戻れる、戻れないの議論があります。しかしながら、政治がここですぱっと区切れればいいんですよ。これは住めないから。もう30年、50年は無理だから、皆さんね、そのかわり補償するから好きなところへ行ってくれとか、新たな働く場所、いろんなサポートはしますから、もう政府がきちんと決めることです。それをいまだに決められないでしょう。それでああだのこうだの、除染に何兆円使うだの、西郷村もそうでしょう、これ。2,000億円と先ほど課長が言われたけれども、5年間、年に250億円、このお金の償還はどうするんですか。我々は、じゃだれが業者を選定してどういう人がやるんだとか。しかし、まず一番大事なのは、そんな自然の野山、田畑からそこら完全に除染なんていうのはあり得ないですよ、これは。いまだにそう。じゃ2,000億円使ったらスカッとこの放射線量がゼロになるかと。これも定かでないですね。そんなことに膨大なこの2,000億円を使うというのは、これは本当にね、これは個人の財産だったらとんでもない話ですよ。話だけでもとんでもないと言ってやらないですよ。

だからその辺にね、これは皆さん、我々一般国民は、そのお金があったらもっと別なところへ、もっと費用対効果が出るところへ使ってもらいたいというのが本音じゃないですか。たとえその除染をやったとしても、これ当事者の生活環境課は一生懸命やろうとしているのに水かけてぶっ壊すような、否定するような話になっちゃいますが、しかし私はね、この膨大な2,000億円という金が、これ命に比較した場合それはまた別な話ですが、率直に言ってどうなのかなと、そういう疑問があります。これは被災した我々自治体、それから住民の皆さんの総意でとにかく除染をやってくれと、それはそれで聞かなきゃならないですけども、しかしもっと合理的な、もう少し費用対効果があっただけの金でできないものかなと。片や金がない、金がないというのが現実でしょう、これ。どこの行政自治体だってね。橋一つもつけれない。それから今回被災した自治体でも、よそへ行きたくてもその補償がないとか。また、農業者は農業者、何か今までの農業をそのままほかの地でやりたくても資金がないと。しかし、そういうところは一切かまわないですね。これなどは非常に、単なる山の木の葉を集めてぶん投げて木を切ったぐらいに何千億円も使って、本当にまともな生活の糧として職業をきちんと再生させる、復興する金には全然援助しないというのは、本当にこれおかしいんじゃないですか。だから村長ね、これ西郷村を一番代表する最高責任者として、そういった疑問、本当に金が必要なところに果たして県あるいは国の為政者は的確に酌んでいるのかと。ただいわゆる除染はどうなんだ、そういうことで一つの民衆の不満というか、もとに戻してくれということだけで、これだけ金をかければみんな納得するんじゃないかというような、私はそういう見方をしちゃうんだよね。

その辺も、やはりこれもう少し、我々もそうだけれどもね、除染、放射能汚染されたそれをもとに戻す、もちろんそれは大事なんですけど、しかしながら、もう一方ではこの崩壊した経済なり、それから人口がどんどん減っていく、それは何に原因しているんだと。もう産業がなくなった。もちろん汚染が高いからそうなんだと、それをま

ず除去するのが先だと、これも至極まともなことなんです、しかし私はあえてね、その辺をもう少しバランスのよい金の使い方はできないのかといつも思っているわけです。そういう点を村長、もう少し柔軟に、ただ除染をやればいいんだというだけじゃなくて、県や国はもう少しそういう復興再生のための原資となるそういう金の使い方をやってくれと。村長は町村会の会長であるんだし、ましてや今回県知事と同行して、県知事がファーストクラスで村長がエコノミークラスに乗ったわけじゃないでしょうから。ホテルも格が違うんですか。恐らく同じホテルで同じサイズのホテルだと思えますよ、その9日間だか10日間だかわからないけれども。その中でぶっちゃけた話、いろんなそういう、私はその立場だったら、県知事、こういうことでもっと金を使ったらどうだと。ここでの話だけでも西郷村だけうんと厚くしてくれとか、それにもかまわないですね。いろいろあると思うんです。だからそういうね、村長として、それはともかくとして私は2,000億円、そういう金の使い方がただ除染だけに使われるということが非常に何かね、これ大変な額でしょう、2,000億円なんです。西郷村のこの庁舎、エアコンもない議場でおんぼろで、こんなのわけなくていいと言っちゃいますね、何でも。だから、その辺もう少しこういう当事者の自治体として何か物を言ってほしいです。どうですか、それ。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 言っていることは具体的に話を、同じことをしている人いますね。仮設住宅にいる人です。去年のお正月前、12月28日、年末です。私も仮設においでの人と。村長、知事さんとか国、いろいろお会いする機会あるんでしょうから、今の一番の問題は、家に帰れるのか帰れないのかはっきりしてもらいたい。帰れるなら帰れるように、帰れないなら帰れないように、まさに今のことを言っているわけです。要するにもう1年6か月たって、本当に子どもたちの学校の問題、それから仕事をやる人、それからおじいちゃん、おばあちゃんの医療費の問題、同時進行した避難者の苦しみがあります。そして職業も田んぼをやっていた人、あるいは畜産をやっている人、あるいはサラリーマン、事業主、さまざまです。でも、やっぱりみんな家に帰りたい。帰れるか帰れないかが今の問題ですね。そして帰れるなら帰れるように、本当に帰れるのかとって3区分ができてきた。3区分やったところも昨日の大熊町、富岡町みたいに5年とか、あるいは具体的に出したのが本当にどうかということもみんなよくわからないという議論をされている。帰りたいけれども帰れないといった問題があります。それがずっと敷衍して広がっていきますと、本当に山も全部入れた場合は、除染を全部やってお金が幾らかかるかわからない。大まかには23兆円のお金を平成23年度で19兆円使うと。あと残りをどうするかという大まかな話がよくされてきます。それから先週の日曜日には、この16兆何千億円が平成23年度如何に使われたか。3兆円が1つ沖縄の国道に使われているといった事実とか、そういったこともありましたね。結局、日本全体の今言われた経済、あるいは大局観に立った別な方向ですね。この経済力あるいは少子高齢化の問題、外交の問題もそうでしょう。そういったことと、今本当に放射能にさらされている部分の問題と、さらに

大きく日本は廃炉の原発54か所をどうするかという問題は、まさに渾然一体となった問題です。

しかし、単純に福島県で今私どもが気にしなければならないのは、やっぱり今言われた本当に家に帰れるなら早く帰りたい。帰れるのか帰れないのかはっきりしろと。そして帰れないならば、言われたようにやっぱり生活の再建、人生が再建できるような手当てを早くしてくださいと、そういったことに尽きるだろうと思います。いろんなことを除染して戻りたいという対応、新たな産業おこしをして仕事をつかもうという企業誘致、補助金をつけて。さらにはやっぱり仮の町、本当に住めない場合はどのように自分の人生を、あるいは行政体として成立するのかどうか。個人の問題から行政はどう関連するのか。さらにいわき市、郡山市、福島市の問題、受け入れ可能かどうか、我が西郷村でもよく話しされました。体育館に避難している人、川内で今日は牛がお産しそうだと。行きたいけれどもガソリンがないから村長、車を貸してくれ、いや、それは3台だから難しい、では電話かけよう、明日電話したら死んじゃったという話だった。そういったことをずっと同時並行してやろうといったときに、やっぱり何がというと、今見えない、におわない、得体が知れない、これが一番の問題です。今回、昨日、一昨日も申し上げましたが、早く放射能のコントロールができなければ、やっぱり不安の連鎖は断ち切れないうし、やっぱり風評も無定量、無限大に進むだろうと。そこでということで一昨日お話ししましたね。平野復興大臣に頼んだ。早くけりをつけてもらいたい。それはやると申されましたが、これはウイーンの国連のIAEAの事務局長さんにも頼みました。今日本にいてもこういう状況です。世界の英知を集めて今の段階でこうだということは言えないんですかと、ぜひ言ってもらいたいと。あのウイーンに何千人もいる科学技術者を総集し、さらに今の科学者を総動員して日本の地元の情報を持ってそしてやっってくださいと頼みましたので、そこからやっぱり早く入っていただきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） この問題は、一朝一夕にここでスパッとどうのこうのというのは、これ確かに複雑な問題ですのでなかなか難しいのはわかります。1つの私はね、こういう莫大な金だから。それで国は23兆円使おうとする。大変なものですよね。今度はそれに伴う、じゃだれがその仕事の任に当たるのかと。既にいろんな大手のゼネコンがばんばん入ってきて仕切るわけですよ。その膨大な予算をみんないかに取るかと、そういう業者は今鶴の目鷹の目でやっているわけですよ。この西郷村でも、いざ除染が始まる段階においてどなたの業者がこの除染を請け負うのか。じゃ、そういう仕事が今建設会社とかそういう営んでいなくても、例えば今仕事で会社が倒産して困っているんだと。それで、団体、共同で何かそういう会社を設立してそういう任に当たれるのかどうか。その辺の具体的にどういうふうになっていくのかということをお聞かせしてもらいたいです。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今のこの仕事をやる人、やりたい人いますね。おっしゃるとおり

です。今回のこの放射能の仕事についても、本当に一つの装備をしなくちゃならない、電離則の問題があって。結局、被ばく線量を少なくするという教育と装備をしながら、同時に今度は除染の技術、今までは高圧の水の除染とか、あるいは植物、あるいは土壌、あるいはトラクターによる耕耘、いろんなことをやっていますが、その技術の習得といいますか、それとこの作業の内容ですね、ちゃんと線量を測ってということをやっぴり教育を受けて、そしてまず地元は地元でやっていきたい、私はそう思っております。なるべくそういった講習も今労働基準監督署、あるいは除染の技術の講習会をやっていただいておりますので、もっと早くもっと多くやって、そしてできるだけ効率のいいものでやっていきたいと思っておりますので、そういった講習もいっぱいやって、今のそういった仕事に従事される人については、ぜひそういったものに参加していただいてこの効果を上げていきたいというふうに考えを持っています。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後2時20分まで休憩いたします。

（午後1時58分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後2時20分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

14番後藤功君の一般質問を許します。14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 先ほどいろいろ除染の問題で聞いてきたんですが、実際今度は除染を請け負う業者ね。それで、村長はいろいろ必ずしも仕事をする業者が、大体やる業者は業者であるだろうと。一般のそういう仕事にまた就きたいという人もそれは決して拒むものではないという話です。実際、今度はどういうふうな発注のあれで、基準とかそういうのでやるのか、担当課長、教えていただきたい。わからないですか。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えします。

なるべく村内の業者に発注したいとは思いますが、現在、そういった業者でもって組合を設立準備をしております。村内の業者ですね、商工会関係で。ですから、そういったものも含めて、なるべく村内の関係する業者に、さらには作業員。作業員につきましては、昨日も少しお話ししましたが、労働基準監督署の除染に関する講習会、もしくはその受講をしなくちゃいけない。これは電離則といたしまして、放射能の除染にかかわる作業員、監督員、これらの講習を受けないと労働基準監督署から取り締まりがありますので、そういった条件はございますが、それらを建設業、商工会を通してこういった講習を受けるよう今促しておりますので、どんどん除染をするためには、そういったものを請け負うためにはそういった受講が必要になってきますので、そういった研修を村として今商工会、建設業協会を通して、管工事組合も通してすべてにそういった講習を受けさせて、そういった作業ができるように今進めているところで

あります。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 今聞いてわかりました。それで、ちょっとこれまた違う、世の中いろいろ成していますね。こういう話なんですよ。これ一般の人なんだけれども、除染なんかおれはいいからと。そんなものやっただけで、それは科学的な根拠をもとにどうのこうのではないんだけれども、除染は拒否すると。そんな面倒くさいことはやってられないんだと。そういう人の場合はどういうふうに取り扱っていくの、これ。例えばそういう人がいっぱい出てきたら、これは地域全体で完全にやらないと効果は上がらないでしょう。隣の家が除染はやらないと。向こう側の人もやらないと。いや、私はやると。そうすると、今度は実際の除染の効果は半減どころかやらないに等しいとか、これ雨が降ったって流れていくんだし。空気は常に動いて、空気の境なんてないですから。こういう事態も想定されるわけですね。そういうことに対してどういうふうにやっていくのか。その辺どうでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えします。

個人の除染につきましては、同意が必要になってきます。ですから、同意がなければできませんが、そういった方にはなるべく村から行って除染を進めるように説得をします、最後まで。どうしてもとれない場合はやむを得ないと思いますが、地域全体で除染をしなければ線量は下がりませんので、そういったトラブルも起きます。隣の方がやらないのでうちが線量が高くなっちゃうといった場合には、村のほうで説得に行きます。根気よく説得をして除染をしてまいりたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） わかりました。それで、世の中はいろんな人がいますよね。そうすると、これ強制はできないということね。法律的に何かつくって、これはもういや応なくやらなきゃだめなんだと、そういうことではないという。そうすると、非常にこれは何か徹底できないような事態が想定されると。そうするとせっかくの除染が、下げようと思っても、多額の費用をこの除染作業に費やしても何ら結果的に効果がなかったと。これは私もちょっと解決策がわからないですが、こういうことも想定されるんです。今後どういうふうにはこれは考えていくのか、わからなかったらいいけれども、現時点ではそういう方策だと。よくわかりました。

これはこれとして次に移りますが、ただいまから私がお聞きすることは、過去の議会であまりやったことがないのかな。と申しますのは、今こういうことが起きているということをごひ村長にご認識いただきたいと。と申しますのは、これは医療の問題なんです。これは問題が起こっているのは、金というよりいろいろ皆さん苦情が、また切実な、これは命の問題ですね。医療。どういうことかという、救急医療、それから日常の診療体制なんです、白河市の県南の拠点病院として位置づけられている厚生病院なんです。村長も多分聞いていると思います。それから現場を預かる救急隊

員、私はその方からも聞いております。ということは、こういうことなんです。患者さんが救急を要請したと。急患ですね。それで救急車は即座に来ると。これはいいでしょう、完全にね。ところが、その受け入れ態勢がとにかくもう待たされて、たらい回しというか、たらい回しでもないんだな、そこの患者さんのところにおいて、救急車はそこでいろいろ手配するでしょう。まずは救急指定病院に連絡して、ただいまこういう患者さんを何とか受け入れられないか、そういういろいろやるわけです。ところが、みんな断られて、結論を申しますならば、1時間そこで待たされてあげくの果て、もう助かる命も助からなかったと、こういう事例がいっぱいあるんですね、この白河地方で。これ今ね、あまり公にならないですけれども、実は大変な問題なんです。これは放射能の、これも命の問題です。一方、この医療の、放射能に関係なく実は私どもは今生きている。救急の場合、そういうことに直面させられるんですよ、今のこの白河地方では。これがたびたびだつて。

先日も私の知人のところで夜中に救急車を要請して、金曜日の夜だったかな。そして朝方まで1時間自宅で救急車のやりとり、どこで受け入れられるかどうのこのやって。それで白河地区、須賀川にも電話した。最後に受け入れたのは、県境を越えた那須塩原市の菅間病院であったと。私も菅間病院、これは県外ですよ。その1件かと思ったら、菅間病院に運ばれる患者は大分いるらしい。一体この福島県、この白河地方の医療体制はどうなっているんだと。それでまた行政がそういうことをきちんと把握しているか。当然、この県南地方の中核病院として厚生病院はその任を担っているわけでしょう。そこにこの西郷村ないしこの県南市町村の何か分担金とか、また、あそこで今度は数年前に改築して移転、新築したと。多額の費用をかけましたね。過去のそういうときに、また現在も何がしかの行政からの分担金、支出金とそういうものはあるのかどうか。そしてまたこういう事態をどういうふうにとらえているのか。まず伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今回のこの具体的でしたね、救急車が人は収容しましたが行き先がない話。1時間という話がありました。私も2月のときに折口原の火災がありまして、あのときちょっと怪我されたときにどこに行くのか、今ずっと搬送のやつストップしていたので聞きましたけれども、やっぱりあのときも1時間以上たつて、あのときは朝3時の火事でしたけれども、6時頃まで相当かかって郡山市に行ったということがあって、やっぱり今言われたと同じ危惧を持って調べていましたが、今の当地方の救急をできる病院が減っています。まず1つ、白河中央病院がやっていないですね。それから、田口病院が今度老健施設に変わります。老健というか、あれは特老絡みのやつでそういう変更が出てくるということで、結局この救急の部分で厚生病院と白河病院と、それからあとは矢吹町の病院、それから塙町、だんだん手薄になってきています。1つは、それと同時にありますものはやっぱり医師数ですね。医者数が減っている。いろんな事情はあると思いますが、具体的にやっぱり放射能が怖いので、若いお母さんがいる医者についてはちょっと離れるといったこともあるんじゃないかな。今全

国の10万人当たりの医者の数、平均は210人ぐらいです。ヨーロッパは310人でしたね。では、当福島県は幾らかというと186人ぐらいです。これは去年の原発のころはもっと低かった。(不規則発言あり)一番は、やっぱり救急搬送するときに時間がかかって医者にかかれぬぐらい大変だと、これが一番の問題です。どの程度の、第1回で医者につながるのか。あるいは待ち時間がどのぐらいとか今調べていますが、やっぱり言われた部分ですね、そういった部分が声が今聞こえていますので、今調査をして、そしてそれに対応しようというふうに思っております。(不規則発言あり)今の部分は広域圏で今救急車の運用をしていますね。それについて輪番制をとった医者に対して払っている、広域圏で。これは西白河、東白河全部でやっています。広域市町村圏。救急車というのは広域消防本部でもって、西郷村にもこれ1台ありますよね。これが電話を受けて、行って医者に乗ぶということになりますので、これを受けてくれた人、医者ですね、そういったところにもお金を払っていると。(不規則発言あり)1件じゃなくて病院ごとに払って、(不規則発言あり)そうです、年間。それは広域圏で予算化して、(不規則発言あり)払っています。

○議長(鈴木宏始君) 14番後藤功君。

○14番(後藤 功君) 村長も多少は認識しているということですね。私はもっとね、そんな悠長なことじゃないですよ、これ命の問題だから。実際、自分の家族や親族が助かる命も、そういった対応をされてですよ、亡くなっちゃったと。現にそういう人がいっぱいいる。これからもそういうことをね、今の状態を放置したらこれはそうなるでしょう。これは大変な問題ですよ。全国的にもいろいろ医療過疎とか、医師の数が少なくて対応できないと。それはそれでわかるんですよ。医者がいないとき治療しろと言ったってこれは無理ですから。しかしながら、この白河地方は病院あるんですよ。あるにもかかわらず受け入れないと。そういうことをね、じゃ行政はただいま村長が広域から金をやっているんだと。そうしたらそれに見合うちゃんと責任ある医療をしなきゃならないんですよ。そういうことをやれないんだったら、これは金をやる必要はないと。私は極端に言えばね、こんな役に立たないような病院だったら、これは西白河、あるいは白河の各自治体が新たな本当に我々のためになる病院をつくるほかないと思うんですよ。これ皆さんね、大変な怒りかんかんですから。この白河広域市町村の救急隊員が言うんですから。もう話にならないと。県のあのドクターヘリだって拒否する、そのぐらいいばっているというかね。

私は昔、テレビドラマで「白い巨塔」というのがあって、1つの大学病院の医者の、いわゆる象牙の塔ですよ。特権意識を持っていろんな悪の部分を描いたそういうドラマがありましたが、まさに今こんな白河地方の小さな、大したこともないようなそういう病院ですよ。その中で特権というか、要するに医者のね、患者にとってはこれはものすごく弱い立場でしょう。そこにあぐらをかいてですよ、おまえらは診てやらないぞとかそういうことだわね。そして、要するにいいようにやっていると。いわば医者なんていうのは、我々病院に行ったら生殺与奪の権を全部握られていますからね、弱い立場なんですよ。そこにつけ込んでそういう横暴なことが行われている。これ皆

さん、この白河厚生病院に対して言うんだよね、あそこにはかからないほうがいいぞと。私もいろいろ聞いています。そして、現場の救急隊員がそう言う。だから、もう患者がもしそうなったら郡山の何々病院に運んでくれと言えば行きますと。そういうふうに言われるようであれば、もう情けないですね、これ。我々は少なくともそんなことはあるまいという1つの信頼感を持っているんですが、これはやはり私もそれは放置できないと。あまり病院の悪口は言いたくないですよ、私も。後藤は診察するななんて言われるから。医者と弁護士はけんかするななんて、私はけんかはよくやるから。しかしながら、そんなことが許されていいはずがないんですよ。

私が言いたいのは、やはりそういうことを行政がやっぱり調査して、どこに問題があるんだと。それが是正されなかったら、よし、じゃ西郷村独自で病院をつくらうじゃないかと、いいと思うんですよ。西郷村内だって独占病院なんていうのはやっているようなところあるんだから。やっぱりこれは競争の原理が働かないとだめですよ。本来ならそれ村立とか公立とかって、あまり私は勧めません。またそこであぐらをかきから。しかし、今現在そういうふうな状況であるということは、ほうっておくとこれは安心してこの地域に住めないということなんです。これは放射能問題と同列でしょう。これ生身の体がいつ皆さん倒れて、その時点でいや大変だ、病院は受け入れてくれない、ふんぞり返っている、もみ手でお願いします。こんなね、医療従事者も従事者なんです。これは医学生1人当たり国家予算を何ぼ使っていますか。言われるところでは1億円ですよ。国民の多額のそういう税金を負って医学生になって、最初は医学部に入学した学生諸君は言いますね。自分の身内がこうして人を助けてやりたいとか、優しい医者でお役に立つ、最初はいいこと言うんですよ。ところが医者になって数年もしないでふんぞり返ってきて、それも我々国民の税金で医者になつたくせに。それが現状でしょう。あまりにも私はひどいと思う。これは全部が全部とは言いませんが、一部にそういうよこしまな連中がいるとそういうふうになっちゃうんですよ。

ですから、やはりこれ医師不足ということで、各自治体も何とか、例えばこの村に1つしかない診療所があって、医者をようやく頼み込んで、もみ手で三顧の礼をもって招聘する、そういう現実があるから殊さら医者に対しては本当に腫れ物にさわるといふような態度で接しているんですよ。しかし、西郷村は比較的過疎地でもない、数分行けば医者にもかかれる。皆さん選択の余地はあるけれども、しかし、救急医療に関しては非常にこれは不安な状態に置かれている。これどんどんね、本当に西郷村では大変な数なんです、これ、みんな。こういうことがあったんだと。これはやはり私もこの議会でね、ぜひ村長にもそういう現実があるんだということを耳にして、いろんな手だてを今から考えていただきたい。それから、白河市の市長も各市町村の首長もそうですよ。これは本当に医者、そういう救急医療の現場でも傍若無人というか、本当にひどい。私はこの目で確かめたわけではないですが、しかし人々のそういう体験を聞くと、これは放っておけないですね。こういう点に対して、村長どういうふうに今後切実な問題として考えていくのか、対処するのかお聞かせください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 具体的に今の時間がかかる話が出てきましたので、調べてみますが、2つ対応したい。1つは、今言われたとおりの西白河郡、白河市にも医者いますね。菅間病院は黒磯ですけれども。それからあと大田原市の赤十字病院まで行きます、時によっては。ということもありますが、まず基本的には今の何か手当てをしなければ、今の短縮に結びつかんだろうということがありますので、もちろんいい医者を確保して、そして24時間体制でということスムーズにいかせるために1つはやっていきたい、そう思います。それは言われたとおりにやります。今寄附講座とか新たなことに取り組んでいますので、そういったことも具体化していきたいと思っています。

それで、長期的に申し上げますと、自立定住圏構想というのが総務省から3年ぐらい前に出ましたですね。今の話と全く同じ話。この東北あるいは医療の過疎と言われている医者が少ない地区いっぱいあります。そこはやっぱり自立定住圏というか、同時に地方自治体が連携して医者を確保しようじゃないかと。その場合に旧自治省、総務省はバックアップしますよという話を聞いて、そのときに1つ話が出たのがやっぱり秩父の市長さんでしたね。秩父の市長は、秩父市立病院があって、あの人は市長さんになる前はそこのお医者さんだった。この市立病院をどう運営するかという、さっき言われた公立病院はなかなか大赤字で大変だということ等を含めて、日本のこの医療体制をもう少しちゃんとしたほうがいいと。一番の目標はイギリスだと。イギリスは10万人当たり300人ぐらいありますから。それで、あそこはかかりつけの医者です。日常の今の一番難しい問題は、子どもが引きつけて救急車を呼んで行くのと、クモ膜下出血を起こして2時間以内に手術しなければならないのが同時に救急車に電話します。そこでどっちが早いかにによって救急体制がそっちにシフトした場合は、後から来た人は入れません。結局、今の第1位のかかりつけのお医者さんに相談して、それは引きつけは私のところへ連れてこい、それは救急車に頼む必要はないから、これはできるからというようなことは、やっぱりかかりつけの医者で第1段階。2番目は、そこでこれはだめだと。二次医療は白河広域でやる厚生病院でできますが、三次医療の脳外科とか神経にかかってはやっぱり県立医大とか、あそこにさっき言ったドクターヘリを飛ばさなくちゃならないですね。そういったこの一次、二次、三次のうまい組み合わせというのがありますので、やっぱりかかりつけをつくってその指示を仰ぐというのが1つ。救急車を選択するについてもうまく仕分けができるんじゃないかと。そういうことをしていったらいいのかという話もありましたので、そういった方向が今後出てくると思いますので、ひとつよろしくご理解をいただきたいと思いません。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 今のかかりつけの医者を持つということは、これはそのとおりでいいと思います。しかし、これ喫緊の課題として、今までは間に合わないんだ、とにかくな。その救急医療というものをどういうふうに、今の大きな問題になっている、それを

どうするか。これは今すぐに病院を誘致するなんて、そんなのは叶うはずもないし。だから、選択肢としていろんな、菅間病院というのは昔、先生は厚生病院の院長をやった人なんだね、今は亡くなっただろうけれども。私らが子どもの時代ね。そして黒磯に帰りましたと。県を越えてよく受け入れてくれると。これはやっぱり患者の命というものを第一義に考えて、恐らく無理をしてもそうやってくれたんだろうと。だから、そういう人の命を今ベッドが空いていないからとか、そんなへ理屈を言っている場合じゃないですよ、本当は、医療関係者は。例えば廊下だって何だって対処できるでしょう。だから、まず第一義的な救急処置だけでもしてやったらどうなんだというの。医者倫理感覚はどうなっているんでしょうね、これ。今の世の中、そこまで医者に求めるのは無理な話なのか。もう非常にゆゆしき問題ですね、これは。だから、西郷村でも今後はそれと同時にいろんな医療機関、すぐれた開業医でも何でもこの地で開業したいということになったら積極的に村はあつせんして、もちろん金もうけの医者じゃない人ですよ。本当に人の命を助けたいという、そういう医師をどんどんやっぱり誘致してやらなきゃだめだと思いますね。これここで全面的に解決する問題ではないですが、しかし、こういう重大な問題を村長が耳に入っていないと困るということで私は取り上げました。

話は変わりますが、先ほど来、昨日からいじめ問題でいろいろ同僚議員から質問がありました。私はね、教育長、いろんな学校現場の教師たちの立場、あるいは教育長の事務方の立場、そういうことに対して、我々はそこまで詳しくないから当然対抗できないんです。ただ、結論的に私は言うならば、要するにいじめ問題なんていうのもこれは因果応報で、そのいじめた人間にペナルティーをいうものをはっきりと下さないから延々とこれは解決しないんです。いじめそのものは、これは昔からありますね。私の時代からもある。私もいじめたほうだったかもしれない。同級生のやつ、おまえにいじめられたなんてね、いまだに言われているんだよ。いじめたほうというのは、あまりそういうのを感じないんだわな。それほど、今みたく執拗なそういうことはなかったと思います。当時、被害に遭った方にはこの場を借りておわびします。

それはともかくとして、このいじめの本質的な問題というのは、いろいろ学校がどうのこうのと、私は簡単なことだと思いますよ。いじめたその生徒を停学処分にする。学校へ来るなど、30日来るなどか自宅待機だとか。被害者に今はそういう、じゃ来なきゃ来なくてもいいんだよとか、そういうことでしょう。その加害者を何でそういうふうにやらないんだと。これテレビで教育問題の専門家のコメンテーターなんかも言っていますね。まさしく私もそう思いますよ。いじめたやつを出席停止とか、どこかの学校におまえはもう行けとか、そういう厳しい、バシッとした態度をとらないから教育委員会も何も全部だめなんです。先頃、千葉県とか何かではいじめた生徒を出席させないと、もうやっているところがあるんだってね。これなんかはもうまさしくそのとおりでと思います。だから、いじめというものはとにかくあるんだという認識で取り組んでいただきたいと。その対処の仕方ね。今は学校によっていろいろ先生方も保身で隠蔽して、最後はばれて、今度はしどろもどろになってどうにもならない

という、みんなそうでしょう。だから、いじめたやつは原因をきちっとさせたらもう処分をすると、そういう大人の社会がメリハリをつけた、そういうことをやらないからますます子どもはつけ上がるんですよ。子どもなんていうのは、善悪なんていうのはこんなのはわかりっこないんだから。我々だってようやく60にしてこれわかってきたぐらいのものだよ、本当に。わかりっこないんですよ、子どもなんていうのは。だからやはり、これは悪いことだよということはやっぱり身をもってペナルティーを受けるんだと、それが逆でしょう。いじめられたほうが何か悪いような、みんなそうですよ。そこに私は教育のいろんなさまざまな根幹の問題があると。そういうことであったらどうですか。そんなごちゃごちゃ言ったってわからないんだから。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 後藤議員のご質問にお答えいたします。

いじめ問題についてご高説を伺いまして、私は本当に同感の部分がいっぱいあるのでお聞きしていました。ただですね、後藤議員のおっしゃっているように、スパッと加害者だけというのか、加害者に対しての措置、これももちろん必要でそういうことを学校でもやっているんですが、そこがなかなかやっぱり難しいんですね。その加害者という方にも、やっぱり自分なりの言い分というのがあるんですね。その言い分を学校のほうではやっぱり聞く。そして被害者のほうの言い分も聞く。そういう少し時間のかかる部分というのは、学校にはどうしても必要になってきます。しかし、加害者のほうのことを忘れるなよという、そういう意味でのお話はよくわかりました。加害者は、もうはっきりした加害者もいれば、本当は傍観している人も加害者、そういう意味では加害者も広くて、しかも当事者である加害者もなかなか後ろに保護者もいますし、そういう方を含めてなかなかそれをはっきりと、今おっしゃっていただいたように、加害者ですということを認めることが難しい場合もあります。さらに、義務教育はまずは退学はさせられません。それから、転校を学校のほうから、あなたはそっちの学校に行けというそういうこともできません。お話しありました停学というのはようやく認められるようになりまして、そしてこれは教育権を奪われた場合、あるいは奪われそうになった場合に講じられる措置でありまして、一定の制限がついているものです。義務教育というのは、そういうふうな幅広い中で行われているものなので、やむを得ないなという部分もあります。それで、いじめの場合には、集団化している、長期化している、暴力が伴っている、金銭に及んでいるなど、その現象面をしっかりと見きわめて、そういうことになっている場合の加害につきましては、今お話しありましたように、毅然とした態度で学校側も取り組んでいく、そういうふうには思っていますし、西郷村の教育委員会でもそのようにしたいというふうには思っております。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 私から言われて、初めてこの場でちょっと辛い教育指導をしようかと思ったような言い方だわな。だから、私は学校の先生とか教育委員会を目のかたきにするわけじゃないけれども、しかし、今まで近年はどうも自己保身、もうだめなやつはだめでいいんだと、放っておけと。いろいろ言うと今度は保護者がうるさい

から、そういうあるしね。学校の先生ももうかまわないんだと、面倒くさい、事なかれ主義でね。決して全部が全部と私そう決めつけるわけではないですけども。だから、教育委員会だってこの間ここへお呼びしていろいろ質問を受けていたけれども、実態はそれほどそういうことに一々関与して、ああだこうだと指導しているようにも思えない。実際はやはり現場を預かる学校任せ、それから教育長、事務方の采配任せ、教育委員会そのものがこうあるべきだという思想なんか何ら感じられないね。だから、橋本維新の会代表みたく「クソ教育委員会」なんて言われるんですよ。私も同感ですよ。みんなその弊害、何か一つの名誉職みたいなそういうところでおさまって、いろいろそういう、教育委員たる者は教育に対して一家言を持ってこうあるべきだなんていう意見を開陳して、我々のこの議会同意人事を受けたなんていうのは話に聞いたことないですよ。あの人ならおさまりがいいだろうとか、学校の校長をやったからとか、そんな程度で選んでいるんでしょう、これ。だから、もう少し真剣に、やはりその組織そのものがそういう惰眠をむさぼっているようなことじゃなくて、現実の直面する問題に真剣に取り組んで、その穏便に穏便にというのが結局そういういじめとかそういうものを助長していくんですよ、結果的に。だから、大人がもっと毅然たる態度でビシバシやるのが、これを未然に防ぐわけです。

これは酒飲み運転が急に厳罰化して、もう圧倒的に減ったでしょう、これ。人間はそういうものですよ。それが点数1点、2点、罰金10万円で済むなんていったら、みんな平気で新蔵へ行って飲んできて、私もそうだったですよ、若いときは。酒飲み運転ばんばんやっていた。ところが、免許証取り上げ、厳罰食うようになってから、いやもうだれか送っていつてくれとか、絶対乗らない。議員も失職すると。そういうことだからみんなやめている。人間は、これは本質的には私は、いろんな人が言うけれども、悪であると。悪なんですよ。だから、その悪を使用するためには、やはり厳罰とか死刑制度とかそういうのもあって然るべきなんです。それは教育委員会ね、教育的な見地からいろいろ、まあまあそうは言わないでというようなことだけれども。だから、現実にその被害に遭って自殺まで追い込まれた人は、じゃどうなんだと。それは取り戻せないでしょう。それを未然に防げて、教育委員会の名誉とか教育長の名誉とか職員の名誉とか、私事のそんな些細なことでみんな犠牲になっているんですよ。本来の仕事をしていないと。だから、加藤教育長はこの西郷村の教育長を預かったんだから、そういうことできちんと仕事を全うしてもらいたいんですよ。そうすれば再任もやぶさかでない、そのようにやってくだされば。そういうことなんです、再度伺います。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

世の中に本当にありのままの、そして思っているままの、そしていい方向に向かってみんなが知恵を出し合っている、そういうことができている。そういうことが一番私はいいいことだと思っています。後藤議員は自分のことを挙げて、私はこうでしたよという、正直にそういうことを今おっしゃっておられましたが、そういうだれにでも

何かあるんですね。そういうときに、そのことをちゃんと反省をして次に向かっていく。人間社会はそういうことを許容する、そういう社会でもあるというふうに思っています。そこに至るまでの間に子ども、学校が預かっているのは、言ってみれば人間の基礎的段階の子どもたちでありますからいろんなことがあります。そういうときに、やっぱり教師という学校にいる一番指導をする立場にある教師、そして後ろにいる教育委員会、今お話しあったようなことを当然目指してやっていますし、これからもやっていきたいというふうに思っています。ただ、西郷村だけで、あるいは教育委員会だけで、学校だけでこのことが完結、全うできるというふうには思っていないので、やっぱり教育の原点、人づくりの原点はどうしても最初は家庭、そのことを十分に家庭の保護者の皆さんを含めて社会にわかっていたいただきながら、今申し上げましたようなことをしていきたい。子どもは教えられないことはできません。教える人は大人です。ですから、学校の教員も大人、教育委員会も大人、家庭にいる親も大人、そういう人がみんな結集してみんなではぐくみ育てる、いつも申している言葉なんです。こういうことをこのいじめの問題につきましても徹底していくということを考えています。厳罰ということもありましたが、厳罰につきましてもできる範囲での厳罰、それは十分にやっていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきます。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） この問題は今回はこの辺で終わりにしますが、最後に村長にいろいろお聞きします。村長も任期あと1年半ぐらいかな。先ほど1番議員が平成23年度総括をどうだと。私から言わせれば、一体何をやりたいのかという根本的なことがまずわからないんですね、いまだに。せつかく村長の任に、村民の負託を受けて与えられた地位なんだから。それにしては何をやりたいのかいまだに私はわかりません。任期もこれは永遠じゃないですから、時間があと10年とかそういう保証された中なら、それは旧ソ連みたく何年度は何々5か年計画、10か年計画なんてね、社会主義はそうですよ。そういうことでは時間的に許されないんだと。それで今後、私どもも議員の立場として相対立するいろいろ批判あるいは提言、もちろん我々が一方的にいいとか悪いということはありません。しかし、望むところはやはりこの西郷村の将来、あるいはいろんなことに関して、いい方向に互いに建設していこうという思いは共有しているはずですよ。

そういう観点で今後ね、村長、いろいろ先ほど来からプールの問題にしても、何か議会がね、私はこれだけ手順を踏んでやったのに、どうも皆さん理解してくれなかったと。それはやはり私から言わせれば言いわけであって、本当に村長が立派なプールをつくるとか、そういうことが感じられなかった。いや、そんなことはないと言うかもしれないけれども。であるならば、もう少し早い段階から、そんな期間があと今日しかないんだとか今月中に同意しないと困る、そんなのわかっているわけだから、もっと以前から根回しなり我々が理解するそういう資料、あるいは共に協議したり、それから研究、視察、いろんなことができたと思うんですよ。でも、こんなことを今さら言っても仕方がないんです。要はこれから、私は結果的にこれは今でもよかったです

思っていますよ、要するにパーになって。村民の方はいろいろ文句言う人もあるけれども、しかし、結果がよければいいですよ。政治なんていうのはすべて結果、結果主義。ですからあそこで、いや、やっぱり慎重に考えて皆さんがノーと言ったために、よりいいものができたと。これこそが今後望むべき姿だと思います。そういう意味で、我々は決して一切ノーだとは言っておりません。現にその予算というものは議決しているわけですから。ただ、いろいろごちゃごちゃ言っているけれども、要は場所の選定でしょう、一貫して私たちは。災害に遭って崖崩れた後に何でわざわざ建てると、その1点ですよ。また、その他の土地がもっといい場所がいっぱいあると。そこでじっくり考えながら、その補助金がつくつかないって先ほども終始しましたね、補助金のためにこれ蹴っばったらえらいことになるんだと。まあそれはそうでしょう。しかしながら、人の命とどっちが大事だという議論になっていくと、やはり優先は安全な場所、そして、よりもっと充実した施設をつくるべきだと、こういう結論から私どもはノーと言った。そして、もうそれは無しとなったんですから、村長もまた私どもと同じそういう考えのもとで、過去は過去にしても今度は結果的によかったと。そして、よりすばらしいものをつくったほうがいいと、このように思います。どうですか、今後の。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 大局論、最初のずっと入り口からすると、最後の村長は何をやるかよく見えないということですが、私は最初からこの西郷村の置かれた状況、あるいは優位性、あるいは先人の努力、いろんなことがあってここまで来ました。執行するということは、本当に万般に目配せをして、今言われた救急もそうですけれども、そういった疎漏のないようにということのを頭に置きながら、やっぱりしかし、ほかよりはいい村にしていきたいということで皆さんとやってきましたね。それで今までいろいろありました。途中でいいことは甲子トンネルが開通したり、あるいは各企業が本当に天下に冠たる不交付団体になった。そういうことはやっぱりみんなが努力してきたことです。それはなぜそうなったかといいますと、ほかから来る人はやっぱり西郷村がいいと言っているわけです。どこがいいんだ。まず、やっぱりいろんな環境とか仕事のこととかありますよね。結局はしかし、やっぱり総合評価で高いということがあって、それは住んでいる我々が努力しているということ、1つの自負もあります。そういうことを思ってやっていくとするならば、やっぱりそれを評価する今の1万9,700人以上の方々、あるいは西白河郡の10万人の方々、あるいは福島県の200万人、いろいろ西郷村のことを本当に感謝している人がいっぱいいます。よって、その負託にこたえなければならぬといったことで今話ししてきたわけですが、大所高所からいっていいほうに行かせる、当然の話で私も大賛成、共にいいほうに進んでいきたいと思いますというふうになりますので、いろいろ説明不足とかあった点は全く不徳のいたす点だと言うほかはない。自分では本当に困りました、あの段階では。しかし、今となってはということになりますので、ぜひともまた新たな挑戦をいたします。それは本当にこの場所のこと、安全のこと、あるいは将来のこと、いろんなこと

を考えてやっていきたいと思いますので、ぜひともご支援を賜りたい。よろしくお願
いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第9、12番上田秀人君の一般質問を許します。12番上田秀人君。

◇ 12番 上田秀人君

1. 再生可能エネルギー関連について
2. 介護保険事業について
3. 村民プールについて

○ 12番（上田秀人君） 12番。通告に従いまして一般質問を行います。

まず、質問の1点目としまして、再生可能エネルギー関連についてということでありまして、同僚議員がほとんど私がすべき内容をしてしまったというような状況で質問しなければならないと。苦しい立場で質問をしたいと思っております。そういった中で、まず村長の気持ちを1点確認したいんですけれども、一昨日来、同僚議員の質問を聞いていて本当に村長の気持ちを確認したいなと思うのは、村長はこの原子力発電に関してどういうお考えですか。ここをまず伺いたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 12番上田議員の一般質問にお答えいたします。

原子力発電についてどう思うかということですね。私は鉄腕アトムの漫画をずっと見て、これは夢のエネルギー、10万ボルト、そしてということがあって、あれはあれでということで、実は今考えると神話に入っていたということですね。ですから、3月11日由来のあの爆発事故があって、その後、一連の経過を見るまではやっぱり原子力はすごいと思っていました。しかし、あの子の経過を見ると、やっぱりこれは地震その他の天変地異によって、あるいはその他の問題によって原子炉の事故というのは今後とも起きるだろうと。そのときにどう対応できるか。要するに防圧できるか。健康被害、食料あるいは地球環境、いろんなことを考えたときに、その技術が確立しないとするならば、やっぱり原発は使えんだろうというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○ 12番（上田秀人君） 12番。技術が確立しなければ原子力は使えないだろうということは、じゃ現時点では原子力のエネルギーは使わないというふうにとらえてよろしいですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 原子力のエネルギーを使わないということ、使わないというより、今大飯とか何か再稼働始まりましたね。あの議論があったときに、私はちょうど全国町村会のことで首相官邸にいて、藤村官房長官にお会いしたときに開口一番ということで最初振られたものですから聞いたんです。大飯原発については、新たなコントロール技術が見つかったので再稼働したのですかと聞いた。やっぱりしかし、それはお答えしませんでしたね。実は4つの基準をクリアしたからという言い方をされましたけれども、結局あの問題についてはやっぱり今は脆弱であると。もっとということいろいろな話が出ていますので、そういった意味で言うとエネルギーは今、実は各電力が融通し合って、ボトルネックは北海道と本州ですよ、融通のネックが小さいから。ということで動いていますので、使わないというより使わされているということです。ただ、コントロール技術が本当に早く見つかるのであればまだしも、見つからないと

するならばやっぱり福島県は廃炉、それが全国の廃炉に結びつく可能性がある、そういうふうに思っています。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。このエネルギー行政というのは、非常に大切だと思いますよね。このエネルギー行政を見ていくと、戦前戦中あたりからこの電気エネルギーというのはもうかなり国によって統制されてきて、戦後調整されてきて今のこういう形になってきたと私は理解をしております。そういった中で、いわゆる日本の福島のこの西郷村にこれだけ今放射性物質による被害、恐怖心、さまざまな問題が今振りかぶっているわけですよね。そういった中で、村の長として原子力エネルギーを使うというよりも使わないという考えをお持ちなのかということです。エネルギー行政云々ではないんです。それで、よく毎朝NHKのテレビを見てみると、天気予報の後に電力予報ってやりますよね。そうすると、今は原発がほとんど東北電力管内で止まっているはずですよね。それでもこれが気温が30度を超えても電力使用量が九十何パーセントとかということ、十分間に合うような状況になっている。やりくりはいろいろあるかもしれない。しかし、そういった中で、先ほど同僚議員の質問の答弁の中で起電力のアップと省エネ生活への転換、この2つがクローズアップされてくるといってお話でしたけれども、こういったもろもろを踏まえていわゆる原発エネルギーを村長として今使いたいか、使いたくないか。要するに廃炉にすべきかどうかということ伺いたいです。いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 明確に廃炉にすべきだと思っています。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。廃炉にしたいというお気持ちだということで安心をしました。では、さらに質問に入っていきたいと思うんですけども、いわゆるこの原子力エネルギーと言われるのは、よく去年の3月11日以前に電気事業連の宣伝なんかを見ていると、原発エネルギーというのは全電力の25%が原子力でつくられていますよというコマーシャルをやっていたのを記憶しているんです。その25%分をいわゆる再生可能エネルギーのほうに転換をすれば、私は西郷村で総使用電力の25%分を再生可能エネルギーに切りかえをすれば、この村は原子力の電気を使わない村だ、そういう宣言ができるなというふうに考えたんですよ。いかがお考えになりますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） その話はドイツに行ったときに、ドイツのエネルギーの大臣のときに夜会合があって、そのときにドイツの町の町長さんがいて、全く今同じことをやっているわけです。私の町は原子力を使わない町に今していますと。結局、東北電力の今千何百万キロワットで、実は福島県の10号機全部止まっていますので、融通は実はしていないという結果になりますよね。どこかしかしつながっているところはあるとおもいますが。実際、今のところは福島県のことはいずれ、要するに真似ているような計算になっています。それで、問題は原子力が将来ということ今なっ

いますが、西郷村がそこでその25%分できるとするならば、今の部分はおっしゃるとおり、この原発エネルギーを使わない村になりますね。それは理論上できると思います。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後3時40分まで休憩いたします。

（午後3時20分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後3時39分）

◎会議時間延長の議決

○議長（鈴木宏始君） ここでおはかりをいたします。

議事日程について、本日の会議を午後6時まで延長したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議を午後6時まで延長いたします。

なお、議運長より申し出がありまして、4時40分より休憩の予定を休憩をとらずに続行すべきではないかとのお話がございましたので、そのようにいたしたいと思えます。ご了承ください。

◎一般質問（続行）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。ただいま村長のほうから答弁をいただいたわけですが、
「25%にできるとすれば」という答弁なんですよね。私はそういう答えは求めていない。25%、そこに持っていくのが村長の仕事じゃないんですか。長としての責務じゃないんですか。これだけ今村民の方が原発の大きな被害によって苦しめられている、恐怖を植えつけられている。それにかわるエネルギーにつくり変えることによって村をもう一度つくり直す、そういうお気持ちが必要だというふうには私を考えます。そういう決意のもとに、「25%にできるとすれば」ではなくて「25%分、そこに近づけていきたい」、こういう答弁をいただきたいと思えます。いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） そのとおりですね。そう思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。そのとおりだということで、次の質問にいきたいと思えますけれども、昨年2月に西郷村地域新エネルギービジョンということで冊子がまとめられていると。今回は概略版というんですかね、簡単なものをいただいたものを持ってきたんですけれども、この中を見ますと小田倉小学校、あとは西郷第一中学校において、いわゆるソーラーパネルの設置がされている。小田倉小学校においては30キロワット、西郷第一中学校においては40キロワットのソーラーパネルが今設置されているわけです。それで、平成24年度の予算書の中で小田倉小学校が24万

円、これは売電の予算の中に金額が計上されている。西郷第一中学校は26万4,000円という金額が計上されている。では、このエネルギー、小田倉小、西郷第一中学校でつくられているエネルギーというのは、それぞれの学校のエネルギーの何パーセントの割合を占めるか、このことがちょっと気になったものですから、教育委員会のほうでもしわかるのであれば教えていただきたいと思っておりますけれども、お示してください。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 12番上田議員にお答えいたします。

学校施設での太陽光発電の状況ということでございます。西郷村の公立学校施設に設置されている太陽光発電施設は、お話しありましたように、小田倉小学校では屋上に30キロワット、西郷第一中学校では、どちらも校舎ですけれども、屋上に40キロワットのパネルを設置しております。平成21年度の安心安全な学校づくり交付金事業において設置したものでございます。それで、平成23年度の太陽光発電状況でございますが、小田倉小学校の1年間における使用電気量割合でご説明をまず申し上げますと、太陽光発電分は約26%の割合になっています。東北電力からは約74%を購入しております。また、使用しなかった電気は東北電力に売電してございまして、月平均約1万8,000円の収入を得ていることになっています。西郷第一中学校でございますが、こちらは太陽光発電分は約33%で、東北電力からは約67%を購入しております。売電の月平均は約3万円の収入を得ております。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。ただいま教育長のほうから答弁をいただいたわけですが、このように実際にやっているわけですね。これをさらに拡充をしていけば目標値は簡単にクリアできる。簡単なのかどうなのかというのはちょっと難しいところがありますけれども、これを今しなければならぬというふうに私は思うんです。今回もちょっと気になるところは、いわゆるソーラーパネルを設置するに当たって、国・県の補助をいただいて、村も助成をして民間に設置の助成をしていくということでしたけれども、何か聞くところによりますと、現在もう予算がいっぱいになって、補正が上がるまではちょっと今頭打ちになっているという話を聞いているんですけれども、いかがなんでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えします。

現在、一般住宅に対する太陽光発電の補助金でございますが、当初予算480万円を約4か月で申請が終わりまして、今現在申請を受け付けておりませんが、9月で20件分、限度額12万円なので、20件分補正予算を上げているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。20件分を9月の補正の中に今予算を上げているということで理解をいたします。いわゆる売電価格が今回改正されたりということで、非

常に一般の方も興味を持たれているということで、そこをやはり行政はきちんと把握をして、この部分をやはり伸ばしていく必要があるんじゃないかというふうに思います。それをすることによって、先ほど来から私が言っている25%、この数値に近づいていける、このことをやはり村はしなければならないというふうに思うんです。それで、各個人の方ですから、なかなか補助というといろんな問題も出てくるというふうに思います。そういった中で、特に村が今やらなければならないのは、残っている小中学校が村内にありますよね。あとは幼稚園、保育園、あとこの役場の庁舎、文化センター、福祉センター、さまざまな公共施設がある。さらには各地区の公民館、各地区に設置されている水防倉庫、消防屯所、ここにもやはりそういうものを設置していくべきではないかと思います。確かに一時的に大きな費用はかかりますよ。しかしながら、売電することによって、今よく言われるのは10年後には元が取れます、かかった経費が精算できますよというお話を聞いています。こういった10年、20年の長いスパンを考えていけば、いわゆる環境に負荷がかからない、本当にクリーンで安全なエネルギーがこの西郷村でも確保できるのではないかというふうに考えるわけです。そしてさらに申し上げれば、今各行政区のほうからさまざまな形で街路灯の要請が上がってきております。しかしながら、いわゆる電力会社からの電気を供給するのが非常に難しい場所があるとか、いろんな話がございます。これもやはりソーラーパネル型の街路灯の設置、何も一晩じゅうついている必要はないんですから、私時々言いますけれども、暗くなってから10時ぐらいまで電気がついている、そのぐらい対応できるような街路灯であれば、太陽光でも十分できるのではないかというふうに思うんですよ。そういったことに関して村長はどのようにお考えになりますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 言われた公共施設というのはやりやすいですね。いわば方向づけをすれば、予算とそれからそれを受ける台です。今回この一中と小田倉小学校は陸屋根で装備がしやすかった。それから、何もない場所にはこの重量がかかりますので、その補強とかいう場合はということで、ちょっと順番になりましたが、流れとすればそういったことの問題。今街路灯の話が出ましたが、前に街路灯、電柱がない場合はどうするかということでやったときに、大体250万円ぐらいかかりましたですね、ソーラーと蓄電装置をやって一晩中ついて、昼間は蓄電するという方法でいった場合は。ただ、そういったものについては、技術開発がどんどん進んでいってもう少し起電力、昨日も質問が出ましたが、ソーラーの部分でやっぱり日照時間が三十二、三番ですよね、福島県というのは。やっぱり相当効率よくそういったものと蓄電の部分をやっていただいて、そしてさっきの2割5分がみずから賄えると、さっき計算したのとたまたま合ってしまいましたね、学校の部分については。産業の部分はどうするかということもありますが、やっぱりやりやすいというのは今の可能性は本当に大きいと思いますので、もちろん県も同じ考えでいくと思いますので、手を携えて進んでいきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。やっていきたいという方向を示されているわけですが、あとはもう一つ申し上げれば、村内の立地企業に対してもいわゆる企業責任ということで、この部分をやはりある程度の責任を持ってもらってはどうかというふうに思います。この企業に関しては、いわゆる太陽光だけではなくて、会社によってはボイラーを動かしていると。そのボイラーから出るスチームがありますよね。それによって発電装置を回すとか、さまざまな発電をできるようになっている。それがここにいろいろ抵触する部分はあるのかもしれない。しかしながら、そういうところも一つ一つ企業と丁寧に進めていく必要があるのではないかとというふうに思います。企業に対しては、これは企業のいわゆる責任ということを確認にうたいながら企業に対して進めるべきではないかと考えますけれども、いかがお考えになりますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） そのとおりです。逆にこの企業側からは、今回の7月1日からの42円というものが非常な魅力だということがあって、逆に今、村のほうでもバックアップしてもらいたいというお話を持ってきているところもあります。結局、今言われたように、将来の安定的な電力にどう対応するかということについては、議員お話しのように、村民も、あるいは県民挙げて、あるいは産業界もそういった方向に今大きく向きつつあるんじゃないかということを感じているところでございますので、もちろん産業においても同じ情報といいますか、考えを持っていくような話もしてみたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。今質問しまして、答弁の中で、その方向で進めていきたいというお答えをいただいたわけですが、では具体的にどういうふうにステップを踏んでいくのかということです。今答えられる範囲で方向性だけでもお示しをいただければと思うんですけども、いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） その抜粋の中にも書いてありますね。よく今テレビでソーラーが来たよ、ではどうなのという質問形式のソーラーのPRの番組があります。一番はやっぱり投資効率の問題です。今までは25年ぐらいで元が取れるだろうということですが、今回の42円とかそういったものとも絡めてもう少し早くなっているということと、やっぱり起電力の問題ですね。それから蓄電の問題。逆にこの前、東北電力と話ししましたら、やっぱり風力とかあるいはソーラーのようなものを逆に電力側で買う場合に、結構技術的に難しい部分があるらしいですね。でも、そんなことを表に出すわけにいかないんで、技術を開発しながら今の方向性については合わせていきたいというようなお話もございました。ということで、最初はやっぱり持続可能なエネルギーというのはどういうものかと。それを理解して、さらには技術開発を、それも手にする。そして実用化、汎用化を早く一般化してもらおうといったことをやっぱり同時に進めていくことだろうというふうに思っております。それができるものからというふうになりますね。この導入をしていくということは、投資効率の関係に出てくると

思いますので、やっぱり今のものに進む分、さらにより強力な発電能力を持った装置、プラント、そういったものを見ながら進んでいきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。私が言っているのは、そういうことではないんです。ステップをかなりもう踏み始める必要がありますよということを言っているんですね。その起電力の話や、いわゆるいろんな技術的なお話が出ましたけれども、要するに例えばの話ですよ、この役場庁舎で今こうやって電気を使っているわけですよ。この議会をやっている最中でもこう電気を使っている。この電気を今止めるわけにはいかないんです。つきませんよね。下でもいろんな器具が動いている、機械が動いている、止めるわけにはいかない。でも、今太陽が出ているから発電しますよね、太陽光を設置すれば。その電気をすべて売ればいいんです。使う電気はちゃんと安定的に買ってあげればいい。バランスを考えていって25%発電していればいいんじゃないんですかということ、そういう考えのもとに公共施設に設置をしていく。一番言いたいのは原発に頼らない村だと。明確にその宣言をするためには、25%の電気を自分のところでつくるべきではないか。そういう方向性をきちんと村として、西郷村はいわゆる原発はもう要らないと、あんな恐ろしいものは要らない、毅然とした態度で言えるように、いわゆる原発エネルギー25%分は西郷村はもう自分のところでつくっていると、そういう姿勢を示すべきだというふうにお話をしている。いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） そういう話であれば、それはそのとおりです。やっぱりステップというのはということより、まずできるものからやっていくべきだという話ですよ。屋根については先ほど学校の話をしました。この架台がもつかどうかといったことまで入ってきますので、それを考えながらということ、できる限りやっていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。確かにそうですね。重量の部分もあるということで今お話しありましたけれども、この太陽光パネルの設置基準の重さというのは1平米当たり20キロで計算するというようなお話を聞いていますので、それもあわせてやはり考えなければならない。そして、そのことを一般住宅にしようとするれば、その部分の補強もしなければならない。じゃ、そこで何が出てくるかというと、前からこの場で申し上げているように住宅リフォーム支援制度ですよ。耐震補強しながらさらに太陽光パネルを設置できる。その補強を加えていく。そうすることで地元の業者も潤える。住んでいる方も安心して住める。さらには電気も起きる。そこで起きた電気を売ることによって村民の方が収入を得ることができる。そこから村は税収が上がっていく。まさに夢のサイクルになると思いますけれども、いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 言われたとおり、産業界は動いております。今回ソーラーパネルを上げる場合の建築基準法との関係があって、それを慣用化するといった動きもあっ

て、導入の促進のほうに動いていますね。そういった方向で、今のおただしの事業との絡み合いといったものが今後出てくる可能性があるというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。その方向で動いていただけるというふうに理解をして、今後は様子を見ながら続けていきたいというふうに思います。

続いて、質問の2点目といたしまして、介護保険事業についてということでありまして、この3月の第1回定例会のときにも、私は議案として質疑をしたのかな。この西郷村の第5期の介護保険事業において、介護保険料が大幅に引き上げられたということを質疑いたしました。そのときに理由をお示しくださいということでも伺いましたけれども、失礼な言い方になりますけれども、答弁じゃない答弁をいただきました。恐らくこの場でそれ以上突っ込んでもこれ以上の答弁はないだろうということで、そのときは矛をおさめました。それから6か月という時間が経過してきた。そういった中で、課長も新しくなられたということで、その理由についてきちんと把握をされたかなという思いで今回取り上げをしました。再度伺います。介護保険料が大幅に引き上げられた、その理由についてお示しをしていただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 第5期介護保険事業計画の保険料の上がっている内訳ですね。この第4期と第5期の差は1,510円であります。その差の1つ、地域密着型介護サービス及び地域密着型介護予防サービスということで536円という計算をされております。それから施設介護サービス、いろいろ病院が転換されたりそういった受け入れ態勢が可能になったところがあります。こういったところに待機者が入ってくるとということで266円。それから、居宅介護サービスということで111円。それから、65歳以上の人口増加によるこの部分の割合が全体に占める割合から増えておりますので、それが20%から21%に増加したということが261円。それが内訳だというふうになっております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。今答弁の中にありましたように、65歳以上の方が増加してきているというお話ですけれども、これは恐らく毎年、記憶が違わなければ、100人程度ずつ増えていくというような計算になるのかというふうに私は理解しているんですけれども、これは前もってわかるような話であります。その中で、地域密着型とか予防サービスとか施設、居宅の話が出ました。これらのさまざまな理由が混在している中で、1,510円という平均額で引き上げざるを得なかったというお話なんですけれども、この介護保険制度においてはかかる費用の1割が保険料、9割が保険料から給付で賄うというふうに私は理解をしているわけなんですけれども、その中でただいまの理由説明の中で、地域密着型の介護サービス分というお話がございました。

この第5期の介護保険事業というのは、その前の第4期介護保険事業と大きく内容が変わったというふうに私は理解をしていますよ。どのように変わったのかというところなんですけれども、国は2015年を目標に6,100億円程度の公費負担

を減らすことを目標にしていると。先ほど同僚議員の質問にもありましたように、病院でもやはり高齢者を締め出そうとしている。そういうことが今行われている。施設においてもやはり追い出そうとしている。そういうことが今計画をされてきている。それによって、2015年までには6,100億円程度の公費負担を減らすことを目的にしていると。高齢者の方が最後は慣れ親しんだ地域で、慣れ親しんだ我が家で迎えたいという、そういう切なる思いがありますよね。それを国は逆手にとったと私は理解をしております。それを逆手にとることによって、先ほど答弁の中にあつた地域密着型介護予防のサービス、施設、居宅、その部分にシフトしてきている。こういうことから、今申し上げたことが第5期の介護保険事業計画内に組み込まれました。このことによって、いわゆる高齢者の方を在宅へと異動させる。そして、在宅に異動することによって在宅でのサービス料が増える。これによって保険料のはね返りが出てきていると私は理解する。そういう計画が組み込まれているというふうに私は理解しています。これは第4期あたりからもう十分、予防介護ということではじわじわと始まってきている内容なんですけれども、村長、この部分をきちんと覚えておいてほしいんですよ。こういう計画がこの介護保険の中には組み込まれてきているということをおね。このことに関しては、さらに私、もうちょっと研究しないとなかなかわかりづらい部分がありますので、この後の議会の中でもやっていきたいなというふうに思いますけれども。

それで、理由説明の中で、あと地域密着型の介護サービスというお話がございました。この地域密着型介護サービスを一言で申し上げるのであれば、一言まず申し上げたいことがございます。私はこの場で話をした記憶がありますけれども、村が現在、社会福祉協議会のほうに指定管理で委託をしているデイサービスセンターの話をしたことがあります。2年前になるのかな、当時のサービス提供時間というのは4・6体制というふうに私は理解をします。その4・6体制の中で、当時は5時間のサービス提供だったと。それをさらに拡充すべきだと。6・8体制にしてなるべくデイサービスを利用できる、サービスの提供時間を長くすべきだよという話をしました。そのことに対して、村長は検討しますということではずっと来てしまったんですけれども、それが現在ちょっと変わったというふうに私は理解している。ただ、変わっても、十分利用者の方のための拡充ではないと私は理解をしております。このことはきちんと問題を把握して、いわゆる今の新体制の中でサービス提供できる、その枠いっぱい利用者本位の体制を組んでいただきたいなということを思うわけです。このことをやることによって、じゃ保険料にはね返りが出るんじゃないか、保険料に影響が出るんじゃないかというお話をされるかもしれませんが、現在のその枠の中での話なものですから、保険料に影響は出ないと私は理解をしております。そこでまた保険の話に戻りますけれども、この介護保険料については、この4月以降、多くの方から私は意見をいただいております。そのほとんどの方が、保険料の負担がもう限界を超えているんだというお話を聞いております。そういう声を村長はお聞きになったことがありますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） あります。やっぱりこの介護保険料を決定するとき、非常にそれは悩みましたね。これまでもどうすれば圧縮できるのかということと、それから制度がある以上は、やっぱり施設介護に待機者があれほどいる。両方を満足しながら保険料を下げるのにはどれがいいのかと。今議員言われたとおりです。国費をもう少し上げろとか、いろんなことありますよね。今回消費税のこともあったりして、いろいろまだつまびらかになっておりませんが、今後そういったことについてもやっぱり入って、なるべく保険料は安くて、そしてサービスはその分ということを狙わなくちゃなりませんので、それを説明するのは本当に大変なことです、やっぱり今の段階ではご理解を求めていくしかない。もちろん努力をしながらですね。そういうところがあります。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。今答弁をいただいて、声を聞いているということですが、その答弁の中で国費を上げろということと言われましたよね。確かに今まで、私は国の負担割合をもっと増やすべきだというお話をずっとしてきました。今もその気持ちはあります。それで、今も村長にそのことをきちんと国に言っていただきたいと思う。しかしながら、今のあのていたらくの政府に言って返りがあるのかなと思うと、私は返りはないと思う。そういった中で、じゃいかにこの1万9,000人余りの中の、何分の1になるのかわかりませんが、いわゆる高齢者の方の暮らしを守るのか。生活を守るのか。そのことに村はやはりもっと注視しなければならない。もっと力を注がなければならないと思うんですよ。この介護保険はまさに今残酷な制度だなというふうに思うんですけれども、単純に12万円の年金から介護保険料というのは天引きされるわけですね。12万円の年金の方ですと3万円の保険料が差し引かれますよね。残り9万円ですよ。そこから後期高齢者医療制度で引かれる。生活できますか。できないですよ。

私は、前からこの場で申し上げているように、この介護保険というのは、いわゆる国による詐欺行為だと私は申し上げています。非常に言葉は悪いかもしれませんが、今その介護保険に該当する方たちが例えば二十歳の頃に、あなたが65歳になるときに介護保険制度が始まります。始まったときに、あなたがこれから積み上げる年金からそのサービス料をいただくようになります、保険料をいただくようになります、そういう説明はなかったんですよ。突然に介護保険制度を始めました。国が金なくなったからやります。要らない道はつくる、いろんなものをつくる、無駄なお金は使う、アメリカにはどんどんお金を使う。しかしながら、日本のお年寄り、ここまで大変な、戦中戦後を頑張ってこられたあのお年寄りたちに対して国はお金を使おうとしない。さらに削ろうとしている。そういった中で、じゃ村はどうやってお年寄りの方の命を守るのか、暮らしを守るのかということだと思えます。それで、国に申し上げても国からは見返りはないだろうと私は申し上げましたので、じゃ何をすべきなのか。今こそ村の一般会計から介護保険会計のほうに、特別会計のほうにお金を

入れるべきではないんですか。そうすることによってこの介護保険料、1,000円でも100円でもお年寄りの負担を軽くすべきじゃないんですか。いかがお考えになりますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 議論はずっと続いていますね。やっぱり2号の人も本当に国保から無理されてということがあってということで制度ができましたが、やっぱりなかなか今の世の中、物価の問題とかいろんな問題でなかなか容易じゃない。その分をいかにやる時にということで、一般財源の一般会計からの繰り出し、妥当かどうかということの判断、これまでもおむつ代とかいろいろ調整、工面してやってきましたが、どの部分まで入れるかということについては、やっぱりよく研究してやらなければなりません。ただ、趣旨として、本当に生活実態とそれから保険料の納付ですね。3,600人以上の1号の方々が、いろいろ所得の階層に応じて今の3万円から12万円までということに納めるということが、本当に大変な分を果たしてどう支援していくかということと直結いたしますので、趣旨はよくわかって、よく検討していきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。どの部分まで入れればいいのか、よく研究して今後対応を練っていききたい。その研究されている時間の間に、じゃお年寄りはどうやって生活をすればいいんですか。今食べるものがないんです。食べるものを節約して何とか税金を納めなきゃならない。一生懸命納めてくれている。そういった方にちょっと研究するから待っていると私は言えないです。村長、言えますか。私ら議会側はね、そういうふうなお年寄りを助けるためのいわゆる支援をしたいと思っても、その執行権は持っていません。持っているのは村長なんです。今、介護保険で大変な思いをされているお年寄りのために、その手を差し伸べられるのは村長なんです。その手を差し伸べるべきじゃないんですか。まだよく研究したいというふうなお気持ちがあるんですか。もう一度確認します。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） いろいろ本当に困っている方の実態あると思います。言われている部分もあるかもしれませんがね。そればかりということより、もっと別な本当に支援の仕方もないのかとか、いろんなことをやっぱり考えなければならない。ただ、その間ということと言われたらそれは一番きついことで、そういった場合はやっぱり個別的によくお聞きして、できることからやっていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。できることはやりたいというご答弁ですけれども、できるんです。西郷村介護保険条例の第19条、ここには減免の規定がされていますよね。この第6項の中に、「特に村長が認めた者は」という項目がうたってありますよね。ですから、先ほど私言いましたように、村長が必要だと認めればそのことができるんですよ。一般会計から介護保険特別会計のほうに繰り入れをすることができるん

です。それによって保険料をほんの少しでも下げることができるんです。それが1,000円なのか100円なのか、そのことを今高齢者の方はみんな待っているんです。私はそのことを今すぐすべきだというふうに考えますけれども、いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 趣旨は理解しました。直ちにとということより、今のやり方とかを含めて全般的に検討していきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。恐らくいつやるんだと、研究したいと、この答弁の繰り返しになると思います。さらに質問を進めていきたいと思いますが、いわゆる今回のこの保険料の引き上げによって、質問の中ではちょっと難しい書き方をしたと思うんですけれども、被保険者への影響はどうか伺いますというふうに書いたんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 被保険者の皆様への影響ということであります。問い合わせ、苦情相談、異議申し立てのうち、健康推進課へは電話及び直接面接での問い合わせが数件ございました。内容は今言われた保険料のことです。なかなか納付が大変であるというお話を受け取っております。再度この制度の内容の説明と、介護状態でのどう対応するかということの給付の問題とか、そういったことで説明をしておりますが、窮状をお聞きするということと、どのように今言われた対応をできるかということが課題であるというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。さっきの質問の中に、私、この部分にも入ってしまってなというふうに今思っていたんですけれども、いわゆるもう保険料を払うだけで精いっぱいになってきていると。実際にもう払い切れない方も出てきているわけですね。じゃ、その方をどうやって救うのかということなんですけれども、先ほど言いましたように、条例の中でこれは規定されている。それを活用すれば私は保険料に関してはできると思う。そしてさらに、保険料を納めることによって生活がもう限界を超えている。そういった中で身体能力が落ちてきている。介護サービスを受けたくても、サービス料金を払うことができなくて受けることができない。こういう方も今村内には多くいらっしゃる。こういう方に対して、じゃ村長はどのように考えられますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ここの話で、よく議員はその部分を調査をされている部分がある。個別の話をよくお聞きしてみたい、ぜひ教えていただきたい、そのように思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。教えていただきたいということなので、介護保険法の第50条並びに第60条ということで、この居宅サービスや施設サービスのいろいろな減免規定とかうたっている部分があります。こういう法をきちんと活用すべきだと。

しかしながら、また戻ってしまうんですけれども、それ以前の問題がまずあると。そこにきちんとやはり私は手を入れるべきだなというふうに思いますよ。そして、さらに申し上げたいのは、この村が今定めている中で、西郷村家族介護慰労事業実施要綱というものがございます。これは介護サービスを利用されなかった介護度4と5だけか、多分。間違えていれば後で健康推進課長、訂正していただきたい。介護度4とか5の認定をいただいている方が、介護サービスを1年間利用しなければ10万円だけの慰労金が出るという制度が、たしか要綱の中にまとめられているというふうに私は理解をしております。似たような部分は白河市もあったというふうに記憶しているんですけれども、この部分をちょっと直せば、例えば1年間サービスを受けなかったからあなたに慰労金を上げますよじゃなくて、所得に応じて慰労金を提供しますよとか、慰労金ではなくて給付しますよとか、こういうことをきちんとやるべきだと思います。そのことについては村長、どのようにお考えになりますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今お話しの方は承知をしております。問題は、そのやり方の問題がありますので、今のお話しの部分もやり方の1つだというふうに思って、それもどっちがいいかということも研究してまいります。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。検討していくというお話なんですけれども、今ふと思いついたことがあります。私、この場で大変失礼なことを言ったと思うんですけれども、検討するはやらないに等しいと。私が初めて議員になったときに、県の方から講習会を受けたときに皆さん方が質問をして、首長の方が「検討します」と言ったら喜んじゃだめですよ。それはやらないと言っているのと一緒ですからねと、こういうふうに教えられてきました。私はその教えをずっと今も素直に聞いています。（不規則発言あり）検討するでは私は納得できない。（不規則発言あり）その方がもう一つ言われたのは、「前向きに検討します」、そのときは少し喜んでいいですよ。「やります」と言ったら大いに喜んでくださいと、こういうふうに言われました。私は、そのことをいまだに心に思ってこの議員活動をしております。ですから、ここでそういう答弁が出なければ、私はちょっと納得できない。いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 物の言い方はいろいろあるんだろうと思います。でも、やっぱり検討するということは、まじめに検討することです。その言い方によってということではなくて、前から検討して全然やらないことはありませんよね。医療費の無料化だってやりましたね。それは議員の皆様方のそういった声もあったし、具体的に聞いたからです。その先鞭をつけたのは皆さんでありますので、言葉尻でどうこうというよりも、やっぱりまじめに検討させていただきます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。子ども医療費は実施したんだから、検討していくからというお話ですよ。私もその言葉を信じて。ただ、何度も申し上げますけれども、

お年寄りの方というのは、日々身体能力はどうしても下がっていってしまう。これはもう生物学的に言ってしょうがない話なんです。私も今50歳を過ぎてかなりもう体力が落ちてきている。こういうことを今実感している。ですから、65歳を過ぎた方は本当に今、毎日体力が落ちていくんだろうなというふうに思いますよ。そういった中で、どんどん気力も落ちていってしまう。そういった中で、本当にこういう大変な思いをされている。そこに今すぐ手を入れなければならないと思います。私はずっとこの間、子ども医療費に関しても村長とやりとりをしてきたんですけども、この高齢者の部分に関しては少し力が弱かったなと思って今反省をしております。私は、この西郷村をここまで築き上げてくれた、いわゆるじいちゃん、ばあちゃんたちをきちんと人として、最後までこの慣れ親しんだ西郷村で安心してきちんと生活ができるように、こういうふうにしていきたい、こういうふうに思っております。村長も恐らく同じ考えだと思います。同じ考えであれば、私が今申し上げたこと、さまざまなことを申し上げましたけれども、今すぐ実施をすべきじゃないんですか。いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 考え方は同じです。ただ、やり方は、さっき言ったとおり検討するというので、今ここでこうやるという具体的なやつはまだ持っていませんが、ただ、まじめに検討いたします。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。検討していただけるということで、では12月で私はこの質問をまたしたいなと思います。ですから、そこまでにある程度の答え、ある程度というよりも、きちんとした答えがいただけるというふうに考えて受け取ってよろしいでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） そのとおり、それも含めて検討いたします。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。村長の12月は12月ですよ。以前に9月がずっと続いたことがあったものですからね、今ふと思い出したので。12月は私の暦の12月と同じでよろしいですよ。9月までにやりますと言ったのが10月になってもやっていなかったという話がありましたよね。11月になってもなかった。ですから、そのことを確認したいんですけども、12月は12月、私の暦と同じ12月でよろしいですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 日にちを切って言われるのは結構なんですけれども、検討は検討ということでありまして。ただ、さっきの9月がいつまで9月かと言われるようなことは、やっぱりないですよ。暦は同じ暦でももちろんやっていきますので。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。今年の12月ですからね。来年とか再来年の12月ではありません。そんなに今お年寄りの方も待てないです。12月まで待つことももう

厳しいと思う。これは笑える話じゃない。本当はもう明日、明後日にでもすぐ対応していただきたい、このように強く申し上げます。

続いて、質問の3点目に入っていきたいというふうに思います。村民プールについてということで、村民プールに関する村長の考え、あと教育長の考えについて伺いますということでもありますけれども、昨日、一昨日、そして本日も同僚議員のほうからさまざまな角度からプールのお話がありました。内容についてはかなり重複する部分が出てくるのかなというふうに思いますけれども、今定例会においての一般質問は私が最後ということで、ご理解をしていただきたいなというふうに思います。まず、はじめに伺いたいですけれども、6月の第2回定例会が閉会したのが6月19日というふうに理解しています。ですから、それから村民プールについての全員協議会が開催されたのが7月3日だというふうに私は理解しております。この間の13日間という時間は、何をされていたのかなというふうに思うんです。というのは、先ほど来、同僚議員が一昨日も昨日もプールの質問をされていますけれども、時間的余裕がなかったということを村長はずっと答弁を繰り返されている。その中で、じゃこの13日間という時間は何をされていたのかなというのが、まず大きな疑問なんです。この13日間というのは、議会がもう非常に気をもんだ時間なんです。議会サイドからこれは催促されてこの7月3日に全員協議会を開いたというふうに私は理解をしているんですけれども、この13日間は村長は何をされていたんですか。というか、村執行部は何をされていたのか、まず伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 何をしていたかというのはどういう意味なのか、もう一回よく聞き取りたいと。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。何をしていたのかって、何をしていたんですかと私が伺っているんです。6月の議会でプールの予算が議決されましたよね、含んだ補正予算が。その後、動議が出されてその動議も議決されている。そのことを受けて、じゃ村執行部ではどういうふうに考えていたのかなと、私は大きな疑問を持つんですよ。その13日間という時間は非常にもったいないと思うんです。それと、先ほど私が言いましたように、議会側からこのことについてどうされるんですか、こういうことを言われて、総務課長、違いますか。議会サイドからどうするのと言われて全員協議会という運びになったと私は理解しているんですけれども、違いますか。そういうふうには聞いていませんかということです。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） どういう形で進めるかということ、議会サイドとどうこうというのをやっぱり多分、いつも打ち合わせしていると思いますけれども、あっちからこっちから言われて初めてというのはわからなかった。初めて聞きましたね、私も。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。私が言っているのは、6月19日に議会が閉会しまし

た。その後、時間がどんどん経過していく。そういった中で、プールに関して予算は議決されている。それで動議が出されている。それに対して執行部は何のアクションもなかった。それに対してやはり議会側は不安になりますよね。時間がないという説明を受けながら、何も執行部からアクションがなければプールはどうするのかなというふうに思いますよ。私らは議決をした責任もあるんですよ。そういった中で、裏の動きが全然なかったというふうに私は理解をしている。村長に伝わったか伝わらないか、私はわからない。しかしながら、議会サイド側からどうするのという話は非公式にあったはずですよ。それがあってかどうなのかわかりませんが、私が申し上げたように7月3日に全員協議会が開かれた。じゃ、この13日間、村長はどういうお考えでいたのかなというのがまず素朴な疑問なんです。いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 13日間無駄だという話ですよ。無駄ではない。いろいろどういうふうにするか。大体予算の議決されたものについて動議が出て、そして委員会をつくと。あまり今までやったことがないです、私は。ということで、どういう形でやるかということが多分考えていたと。そして、具体的にどういう形でやるかということの時間だったというふうに思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。どういうふうにやるかいろいろ考えていた時間だというふうに理解をすればいいのかなと思います。それでは、次の質問に移っていきたいと思いますけれども、西郷村公共施設の設置に関する検討委員会についてということでお話をしたいと思うんですけれども、まず、私も新聞を見た方たちから一様に言われるのは、議会サイドで立ち上げた委員会なのかということと言われるんですよ。このことをちょっと伺いたいんですけれども、議会サイドで立ち上げた委員会なのか。7月3日付で私もその委員の一人として、村長から委嘱状と諮問を受けて委員会開催に臨んだというふうに理解をしております。まさに新聞の書き方とか、いろいろ問題というのはあるのかと思うんですけれども、こういう新聞の報道を見ていると、やはり村民の方は真実というか正しい道、何と言えいいのかな、報道に惑わされる部分がある。真実がどこにあるのか見失っている部分もある。そこをきちんと私は明確にしたいなと思って今日質問に入れているんですけれども。いわゆる議会サイドで立ち上げた委員会ではないですよ、かたち上はね。村長が任命をして委嘱状を渡して、それで委員会を立ち上げ、委員長、副委員長さんを決めて、そしてプールの問題を諮問したわけですよ。それで間違いはないですよ。伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 動議の趣旨が、意見を聞いてという趣旨でしたよね。それをどういう形でやるかということです。いろいろ議会だけの委員会なのか、あるいは村長の諮問機関にするか、いろいろ手はあります。それを考えた結果、あのようになったということですね。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。さらに伺っていきたく思うんですけども、村長はもう十分にご存じだと思うんですけども、7月3日に第1回の委員会を開催いたしました。それで7月18日に最後の委員会がありました。この18日に村長へと答申をしたわけですが、当日を入れて16日間の間に4回の委員会が開催されているんですよ。さらには、佐藤富男委員長はじめ白岩征治副委員長においては、上京されて文部科学省まで出向いていただいて、文科省とさまざまな協議をしていただいている。また繰り返しになってしまうんですけども、村長が諮問された日を入れて7月18日までの間に諮問していますよね。18日に答申をして、その後、8月1日に全員協議会が開かれた。またこの13日の時間が出てくるんです。この時間というのは、やはりいろんな形で研究されていたんですか。伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） この問題は昨日から何回も出ていますので、大体流れはわかっていますよね。この全員協議会でのプールの話というのは5回ある。5回あって、全員協議会、皆様方あるいはいろんな委員会もあると思いますが、説明をしてきた。6月には、今の場所にこういう形でということで予算が通った。その次の動議です。動議のテーマは2つでした。この期間の問題と安全性の問題だった。それに集中したわけですね。それは18日のときに、一級建築士そのほかということで意見を聞いた。それは私も委員もすべて同じことを質問したり聞いているわけですね。そこの結果がわかってその後の答申ですので、結局その2点に集中していたということだと思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。私はですね、7月18日に委員会から答申があって、8月1日の全員協議会が開かれるまでの13日間というのは、さまざまな検討をされていたのか、考えをしていたんですかということをお聞きしたわけですね。いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） あの時期は、やっぱりゴーサインが出れば8月に発注しなければ工期がもたないということがあって、その前、8月1日の場合は7月の二十何日か後か、やっぱり全員協議会の日程上の打ち合わせを何回もしています。ただ、やっぱり日程上なかなかうまくいなくて1日になったんですね。そういう経過です。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。この2回を合わせると26日間という時間が過ぎていくんです。時間がないという中で、非常にもったいない時間が経過しているなというふうに私は理解をしているわけですね。それで、私ら委員はね、諮問を受けた委員会はこの16日間、先ほど言いましたように、7月3日から7月18日のこの16日間の間に4回の会議を開いている。そして現地にも足を運んで、現地も確認をしているんです。そしてさらに、先ほど言いましたように、委員長、副委員長においては、この短期間の間にまさに自分の仕事を投げ出してまでいただいて、上京して文科省まで行っていただいている。ですから、議会サイドではできる限りのことを精いっぱいやってきたと私は理解しています。しかしながら、先ほどから申し上げているように、

13日間、13日間という時間のずれが出てきている。合わせると26日間。時間がない、時間がないと言っている割には、この26日間というのは非常にもったいない時間じゃないんですかと私は考えます。それは村長、どのようにお考えになりますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 何もしなかった期間ではない。もちろん答申をいただいた日からのものについては、やっぱり早く委員以外の皆様方、要するに全員協議会ですね、それを開いて説明と、それから意向をお伺いしなければならんということで来たわけです。だから、8月1日よりもっと前に全員協議会を開くということができないか検討しましたよ、それは。ただ、いろいろご都合あったはずです。（不規則発言あり）要するに何もしないのではないかということではなくて、全員協議会をもっと早くやろうということはやっていた、それは。（不規則発言あり）それを早く開いて説明しようという努力はしてきましたが、日程が合わなかったということもあります。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。何もしてこなかったんじゃなくて、日程を調整していた、いろいろ模索をしていたというふうに理解をします。しかしながら、我々議員というのは、先ほどから申し上げているように、議員というか議会側は、先ほども言いましたように、この16日間に4回会議を開いている。委員長、副委員長はさらに東京まで行っている。ここまではすべてをなげうって、この問題について議会側は対応してきた。このことがきちんと伝わらなければ、何か議会が一方向的に悪いような考えになってしまう。私はそのことを強く言いたいんですよ。村長はそのことをお認めにならないみたいなんですけれども、きちんとこのことは残しておきたいなというふうに思っております。もう一度言いましょうか。（不規則発言あり）要するに7月3日に村長から受けて委員会を開催したわけですよ。その中で会議が始まりました。それで18日までのこの16日間の間に、議会がすべてをなげうってと言っていいくらい、我々委員はそれぞれの仕事をなげうって会議に臨んで4回の会議を開いたわけですよ。そして、さらに言えば、委員長、副委員長においては、東京まで行って文科省まで行って交渉してもらってきている。そこまで努力をしてくれている。しかしながら、この新聞報道をはじめ、多くの方が今とらわれているのはこの新聞報道からだと思えますけれども、これは報道の自由なのでもうしようがないですけれどもね、議会が悪いんだということが今言われているんです。そのことは間違いですよということを、私はこの記録を通してきちんと残したいがために言っているんです。それと、村長にもう一つ、再三言いますけれども、この13日と13日、26日間というのは非常にもったいなかったなど。でも、それは検討されていたということなので、そういうふうに理解をしたいと思えますけれども。

さらにもう一つ伺いたいことが、先ほど資料をちょっと眺めていて急に浮かんだものですから大変申しわけないと思うんですけれども、議会側で答申をした後、7月18日に村長のほうに答申をした。これは村長部局と教育長部局と分かれてしまうの

で、話がちょっと違うのかなという部分はありますけれども、7月26日付で西郷村スポーツ推進審議委員会で村民プール改築について諮問をしている。さらに7月30日付で答申を受けていますけれども、これどういうお考えなのかなということで、まず教育長のほうから伺いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 上田議員さんのご質問にお答えいたします。

その前に、その日にちのもったいないという話もありましたので、私たち教育委員会も同じようにおっしゃっていただいているかと思っておりますので、そこのお話をちょっとさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。（不規則発言あり）6月の第2回定例会の折に動議が出されまして、予算が議決される前に動議がありました。それで、それまでの間に何とかつくりたいという願いをしまして、予算を通していただきたく思っておりまして、その際には学校施設環境改善交付金、このぐらいのものがという説明などもしまして、その交付金の趣旨についてもご説明したりしてきましたが、この予算は同意を得てからでないと言えないと予算は執行できませんよと、そういう動議が成立して、私たちは執行するに当たっての規制を受けたということ、これ非常に残念だったというふうに今思っています。そこで、その間が無駄でしたという、この時間の無駄をしたんじゃないかということでありましたが、6月20日には文部科学省に私も出向きまして、予算の改善交付金を延ばしていただけないか、何とかその間にいろいろお願いをしながら工期を間に合う中でつくっていきたいんですが、お願いできないでしょうかというお願いもしに行っています。そして、7月3日を迎えてまして検討委員会が設置されたわけですが、その日にも何とかつくりただけませんか、交付金の期限はこういうことです、工期は本当にもうなくなっていますというお話などもここで申し上げたと思います。

そういう中で、検討委員会をつくらせていただけたということになりまして、検討委員会がここでつくられました。以後、本当にお忙しい中、ご苦勞をおかけしまして、先ほど来お話しありました検討委員会を4回開催していただきまして、本当にそのことにつきましては感謝を申し上げたいと思います。その間、うちのほうの事務局の課長、係長なども出席させていただいたりしながら、この検討委員会の中身を詰めてきていただいたというふうに思っています。それで答申をいただいたこととなります。やっぱりその私たちがお願いしようとしていた場所ではなくて、別な場所、安全性の面からそちらですよというお話をいただきました。そういうことに本当に無駄だと言われたこの期間は、私たちも工期のことどうなんだろうかというようなことを含めて、何度も中で工期を延ばせないのかとか、何とかならないのかとか、その話を詰めてきたところだったんですが、どうしても工期がもう間に合わないということを担当課を含めて確認をしまして、これは本当に大変なことになってきているなということを感じてきた次第です。それで、前々からスポーツ関係者には、早くつくりなさいということをいろんな機会にお話をいただいていたので、改めて今こういう状況になっていますという説明を申し上げたわけです。スポーツ関係者の皆さんとしてはど

ういうふうにお考えなんですかということの趣旨から諮問を申し上げましたと。そして答申をいただきましたと、こういう経緯を6月の議会後のこの行動と、それからこの諮問、答申、そういうこの流れの中での私たち教育委員会のやってきたというんですか、時間を使ってきたということで説明させていただきたいと思います。

(「議長、議事進行について」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 15番佐藤富男君。

○15番(佐藤富男君) ただいま教育長が、非常に私としては不本意な発言を聞いたと思っております。と申しますのは、7月3日の公共施設等の設置に関する委員会の最初の会議の中で、教育長は、プールをつくっていただけませんかと言いましたと言いました。全くこれは、いや、そう言ったんですよ。(不規則発言あり) いやいや、7月3日にも協議会設置に関する委員会をやったときに、つくっていただけませんかとお願いましたと。議会は、6月定例議会で条件付きながら一応は予算も承認して可決しているんです。そして我々公共施設等設置に関する委員会は、つくるという前提で、つくことで我々は協議が始まったということなんです。だから、つくっていただけませんかということは、我々が反対してつくらないからつくっていただけませんかと言ったというふう聞こえるんです。我々をつくることを前提にして、一日も早くこの会議を終わらせて、早くその設置をする確認申請とか地盤調査とか含めて、早くやらなきゃだめだと思って我々は一生懸命やってきたんです。それを今のお話ですと、我々が何かつくるのを反対して、つくっていただけませんかと言ったというようなことで誤解を招く言葉なものですから、これは訂正して取り消していただきたいということと。

もう1点は、7月3日というのは、いわゆる7月2日に国の交付金が決定した日なんです。それで、委員会が開催されたのが7月3日なんです。これはやっぱり何か影響、私は関係しているんじゃないかなと思うんですね。非常に私は、村民の方々から、何かこう新聞報道か何かわかりませんが、佐藤富男議員が反対したからというようなことで私はもうたびたび言われます。だから、そういう誤解のあることで困るし、私はもうこのわずか半月の間に4回も5回も会議を開いて、そして現地確認して現場も見て、そして東京までも足を運んで一生懸命、汗をふきふきですよ、一日も早く解決して、それに徹して頑張ったんじゃないですか。それを今の言葉ですと、私たちが反対していたからつくっていただけるといってお話ししましたというようなことです。じゃ、テープを回して何と言ったか確認してください。(不規則発言あり)

○議長(鈴木宏始君) 教育長、加藤征男君。

○教育長(加藤征男君) お話しさせていただきます。今お話し申し上げた中での検討委員会の日、これは全員協議会の日でもあるんですね。その中で、いわゆる全員協議会のこの部分の中で、その前日の交付金の決定もありましたし、プールを何とかつくっていただきたいと、そういう趣旨のことを申し上げたと思います。そして、その日に全員協議会の中で検討委員会を設置するということが提案されまして、それで検討委員会が設置されまして、委員の皆様方もその中で決まりまして、検討委員会、お話し

ありましたように、本当に4回開いていただいて、お忙しい中、本当にご苦勞をおかけしましたことにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、本当に感謝をいたしております。そういう趣旨で申し上げていますので、検討委員会の中では私申し上げる立場にも立ちませんでした。検討委員会に出席したりしたことはありませんでしたものですから、本当に検討委員の皆様方にご苦勞をおかけしてしまいました。私が申し上げたのは、全員協議会のその部分でそういうことをお願いしたというふうに思っております。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 教育長ね、議会は予算を承認して可決をして、村民プールをつくってもいいですよと可決したんですよ。我々が言っていること、公共施設の設置に関する検討委員会をつくると、一日も早くつくるんだという前提で我々はその委員会をつくったんじゃないですか。反対するためにつくったんじゃないですよ。ですから、今の答弁の中で上田議員に、つくっていただけませんか、7月3日の全員協議会の中であったとしてもですね、言ったと。甚だこれは私は名誉にかかわる問題なものですから、議会はつくるということを勘違いしたんじゃないですか。私が間違っているかどうかわかりませんが、もし教育長、これ発言を取り消せないのであれば、テープを回して確認してください。お願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 6月11日の第2回定例会の中でございます。その中で、予算を通していただいたんですね。しかし、（不規則発言あり）19日ですね、失礼しました。訂正いたします。19日です。そのときに、可決されましたということで可決していただいたんです。ですが、動議がその前にかかっていました。その動議の中で、「村民プールの改築工事は長期的展望に立って行わなければならないため、広く村民の意見と英知を結集し、議会の同意を得てから行うことを決議しました。」ということですので、その同意を結果的に決議を通していただいたんですが、同意を改めて得ないとこれは執行できないと、そういうふうに私は解釈をさせていただいた、そういうことでございます。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） ちょっともう一回、じゃ議事進行で発言してください、今のを。
15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 先ほど上田議員がこの空白の26日間とお話ししましたけれども、私はこの検討委員会が、正直言ってね、6月19日に本会議が終わったんですから、もう20日、翌日または当日にその委員会を立ち上げるのかなと思っていたんです。ところが、一向にやらない。それで、私は担当課長と、総務課長も含めてだな、私はっきり言ったと思うんですよ、何やっているんだと。早くやらなきゃ間に合わないだろうと、早くつくれと、再三にわたって言っていたんですよ。一日も早くやらないと遅れるぞと。私は、その地盤調査がどうこう言っているから、じゃ地盤調査をするのに、早くするためにこういう業者もあるし、こういう方法もあるから早く当たって地盤調査が長引かないようにできるだろうと。私も場所が変わったとしてもね、例

えばはっきり今申し上げますけれども、役場だって、水道課長、いいですか。結局あそこは今信越半導体の水源地になっているんですね、一部。という、水源地をつくる時にそれなりの地盤調査をやっているはずでしょう。何も地盤調査をやらなくてもあの水源地をつくらないはずなんです。その書類すら私は探してみても、あるかどうかも含めてやればどうかなと気をもんでいたんですよ。それで、総務課長と担当課長には何やっているんだと怒った。早く開けと。

それで、7月3日にやったときに、私は委員会のみんなに、とにかくこの委員会が足かせになっちゃいけないと思って、大至急結論を出そうと言ってやったんじゃないですか。それで7月18日の段階で出したときに、もしもだめであるならばですよ、7月18日にだめであるならば、そのときにもう時間切れですと言えばいいんです。しかし、7月2日に交付金が決まって、わずかそこから16日間の間に決めたにかかわらずできないということは、これ全く、我々にその責任を押しつけられてもね、これはもう大きな問題だと思っんです。本末転倒だと思っんですよ。そういう中やってきたんですから、今何かこの、委員会がつくったことは場所についての安全性とか、そういうものも含めてもう一回その場所について見直して、どちらにつくったほうが、どこにつくったほうが一番いいのか委員会で検討しましょうよということで、つくるなどということではないんです。つくるためにどうするかということでやったはずなんです。そのときにそう思ったにかかわらず、教育長がつくっていただけませんかということは、我々が反対しているからそう言ったのかと誤解を招く。この発言だけでも私は取り消していただかないと、私は精いっぱいこの問題で、本当に半月間、仕事をぶん投げて東京まで行ったり5回も委員会を開いてやっているんですから、本気になってやっていたんですから、非常にやはり納得できません。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

（午後4時55分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後5時00分）

○議長（鈴木宏始君） ただいま15番佐藤富男君の議事進行発言について検討させていただきます。教育長より答弁を求められておりますので、これを許します。教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 発言をさせていただきます。

私は、先ほど上田議員にこの経過というんですか、そこをちょっと話しさせていただきたいということでお話を申し上げていいですということで、お話の時間をいただきまして大変恐縮でした。ありがとうございます。その中で、全員協議会等を3月からずっと開く中で、このプールをぜひつくりたいという気持ちの中で、設計の変更などを加えながらずっと来たことは、議員の皆様方もわかっていただいていると思います。そういう中で、6月19日に議会の動議という、その動議のことがあったもので

すから、これは大変なことになったなど私本人は思いまして、文部科学省に何とか交付金のことをどうなんでしょうかねというお尋ねをしながら行きましたが、これは本省預かり交付金ですので、年度いっぱいでないでだめですよということもいただいて帰ってきました。そういう気持ちなどを含めて、工期のことが随分言われていましたので、何とか何とかという気持ちでいました。それで、先ほどの7月3日の全員協議会、そういう気持ちで私が出たということで、先ほど申し上げたような発言になってしまいました。このことにつきましては、その発言のことは取り消させていただきまして、おわびを申し上げたいと思います。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） それでは、一般質問を続行いたします。12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。ただいま教育長のほうからも答弁をいただいたわけですが、いわゆる村長サイド、教育長サイドが盛んにこの定例会の中で言われているのは、全協を開いてきたと。さきの同僚議員の質問に対する答えの中でも、全協を5回ほど開いてきたということやずっと言われてきている。私は、この問題についていろいろ探っていくと、どこに問題があるのかというところで一番考えた。まず、このことだけは言うておこうかなと思ったんですけども、「広報広聴は村づくりのビタミン剤であり、民主主義の栄養のもとである」という言葉を残された方がいます。このことが十分じゃなかったと私は思いますよ。これは村長サイド、教育長サイドも同じように私は言いたいと思うんですけども、全員協議会を3月からやってきました、5回やりました、足りなかったんじゃないですか。ですから、こういうボタンのかけ違いが出てきていると私は理解をする。執行者側は十分にやったというお考えなんでしょうけれども、議会側からすれば十分ではなかったと私は思いますよ。それと、1つまた疑問が今浮き上がってきたんですけども、文科省の予算でさきの答弁の中で、平成23年度分の繰越分ということで、平成24年度中にはきちんと予算を消化しなければならないと。それが処理できなければ返還しなければならないと。平成25年には持ち越しできないと。でも、そのことの決定を受けたのは7月2日、文科省のほうから決定通知をいただいたのは7月2日でよろしいですか。（不規則発言あり）そうすると、これ6月の議会のときも私、繰り越しの話をいろいろしましたけれども、国がいわゆる繰り越しをやる場合に、担保みたいなものが何かありますよね。ないんですか、それは。（不規則発言あり）結局、繰り越しをやるに当たって、これは繰り越しますよということがあったと思うんですけども。そのことをまず確認したいんですけども、そういうものはあったんですか。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

繰り越しについてのその法律ですね。それがあったかどうかということは、ちょっと私自身としてはわかりません。申しわけありません。繰り越しですから、繰り越しについての何か規定はあるものというふうに思っています。何とかプールをということで文部科学省と、決定は2日なんですけど、以前からずっとやりとりをしてきまして、それで繰り越しということになって、西郷村の事業のためにそういうことだというお

話でしたので、そのことをぜひ延ばしていただくことをさらにできませんか、そういう気持ちでのことでした。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。総務課長、財政を握る側として、これ例えば国からの予算を年度を繰り越すときに、何かその書類物というのは残らないんですか。書類とかというのは残さないんですか。それはないんですか。伺います。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 質問にお答えいたします。

国の制度をちょっと詳しく理解しておりませんで申しわけございませんが、村の場合は、もちろん繰り越す場合は繰越明許費という形で、議員の皆様方にそういう形でいただきますので、国のほうについてはちょっと今確認してみないとわかりませんので、後日知らせたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。非常に大事なお話というか、内容だと思うんですね。自分で言って大事だなんて言うのは、何かおこがましいんですけども。ただね、確認するのに時間かかりますか。（不規則発言あり）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午後5時07分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後5時34分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

12番上田秀人君の一般質問に対する答弁を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） ご質問にお答えいたします。

国のほうですが、「各省庁の長は繰り越しを必要とするときは、繰越計算書を作成し、事項ごとにその事由及び金額を明らかにして財務大臣の承認を得なければならない」と規定されておりまして、今回の学校施設環境改善交付金ということで、5月22日に内示を受けておりますが、記載に「平成23年度第3次補正予算本省繰越」ということで記載してございましたので、そういう形で本省繰越と理解しまして事務を進めたところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。国からの内示の書類があったということで、今説明をいただいたわけですけども、その日付が5月22日ということですけども、一昨日、昨日来の同僚議員の質問の中から見えてきているように、この話というのは昨年の6月から始まってきているわけですよ。議会の中ではね。同僚議員が一般質問されて、屋内プールをつくってはどうかという話が出ました。その同じ定例会の中に、村民プールの改修工事費の予算が上がっていた。それが途中で新築のほうに切りかわ

って、新しくつくり直すというほうに切りかわったと私は理解しているんですよ。その中で、先ほど私言いましたように、広報広聴、これを議会に当てはめていただきたいんですよ。広く意見を聞いて広くお知らせをしていく、そのことがいわゆる村づくりのビタミン剤だよと。そして、さらにそれが民主主義の原点ですよと。議会というのは、いわゆる議会制民主主義という言葉があるぐらい、民主主義の本当に一番大切にされなければならない部分だと思うんです。

そういった中で、村長側は全員協議会を5回ほど開いたということですとずっと突っ張っていますけれども、議会側にしてみれば全然、5回しか開かなかったんじゃないのと言いたいんですよ。議会側には議会側のさまざまな考えがある。そういう意見を一つ一つ、やはりもっともっと丁寧に拾い上げていくべきじゃないかなと思うんです。私らは単にここに来ているわけじゃないんです。18名全員がそれぞれに選挙を経て、村民の代表としてここに来ているわけですよ。1万9,000人余りの村民の代表としてここに来ている。そして、ここでいろんな意見を出して、このプールにしてもより良いものをつくりましょうよ、安全なものをつくりましょうよ、その観点のもとにいろんな協議をしたというふうに私は理解をしています。しかしながら、時間がないんですと言ってスポンと切られてしまった。そして、なぜかその理由が何か議会が悪いよみたいな話をされてしまう。それでは議会は納得してくださいと言っても納得はできない。違いますか。繰り返しになりますけれども、もっともっと村のこの政策を、政治を運営していく上でもう少し胸を開いて、議会側の意見に対してももっと真摯に耳を傾けるべきじゃないんですか。このプールの案件について、そのことがより明確に出てきたと思うんですけれども、いかがでしょうか。村長、お答えください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご説ごもっともです。そういうふうにやらなければなりませんね。ただ問題は、そういうことをやってきて、結局はこの期間とそれから安全性の問題に帰結します。また戻ります。要するにこの場所を変えた場合はこの補助金が使えない、要するに工期が外れてしまっ。（不規則発言あり）いや、それはいいんですけれども、この補助金を使うといった場合はそういうふうに当てはまる。それ以外にいった場合は、今の話はそのとおりです。ですから2つ分けて考えないとだめですね。（不規則発言あり）いや、わかっているでしょう。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。私がお話ししたのは、大きな意味合いで話をしたんです。プールだけの問題じゃないんです。いわゆる佐藤村政のやり方があまりにも今荒っぽいんじゃないんですかと私らは言っているんです、議会側としてね。私らも村民の代表でここに来ているわけです。村長も直接選挙で選ばれている方です。一堂に会して、さまざまな意見をぶつけ合っていい村をつくりましょうよと私は言っているんですよ。そのことが十分じゃないから、例えばこのプールの問題のようにこういうふうに荒れてしまうんじゃないんですかと私は申し上げている。その話でまたプールに戻さないでください。（不規則発言あり）例えの話。（不規則発言あり）村政全般を

運営していく中で、そういうことがあるのでこういうふうな問題が起きるんじゃないんですかと、私はもう一度申し上げます。先ほど申し上げましたように、広報広聴というのは本当に大切なことだと思いますよ。この言葉を残されたというのは、私が尊敬してやまない深沢晟雄さんなんです。彼は、当時の沢内村では「かまど返し」と言われて、村の財政壊しちまうぞ、そこまで言われながらも一つ一つの家を訪ねて歩いて、ブルドーザーを買えば冬、道ができるよ、お年寄りのために医療費をこういうふうに使わせてくださいよ、村の財政を安定させるために村の特産品のシイタケ、キノコをもっと栽培規模を拡大しましょうよ、そういうことを説いて歩いた人なんです。その中でいろんな意見を言われています。ブルドーザー買うな、奥さんにまで文句言った方がいらっしやると聞いています。それでも1軒1軒訪ねて歩いて、自分の思う村づくりを多くの意見を聞きながらやってきた方なんです。そういう姿勢が村長にはないと私は申し上げた。このプールの問題を機に、村長はそのことを真に受けとめて、もう少し議会に対しても丁寧な運営をしていただきたい、このように申し上げて私の一般質問を終わります。

(「議長、議事進行について」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 16番室井清男君。

○16番(室井清男君) 今、上田議員から言われたことは、今村長の姿勢が問われているんですよ。その問われている村長の姿勢に対して、何で明快に答弁しないんですか、それ。そういうことでもっていくから、この議会がますますおかしくなっているんですよ。村長、どうします。今ここでもって、この議会が壊れようとしているんですよ。それだって村長、責任を感じなくちゃならない。それに対して村長は明快な答弁はしていないんですよ、この姿勢を問われている問題については。だから議長、その辺、村長の姿勢をもっと正すように議長からも申し上げていただきたいと思います。

○議長(鈴木宏始君) わかりました。

村長に申し上げますが、ただいま12番上田秀人君の一般質問は終わるということでしたけれども、村長のほうから何か答弁というか、コメントはございませんか。村長、佐藤正博君。

○村長(佐藤正博君) 深沢さんの言われたことと、今のやつダブリますが、やっぱり言われたとおりです。そのとおり、いい村づくりを一緒にやろうということでやっていきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長(鈴木宏始君) 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

(午後5時44分)

